

第 9 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時：平成16年1月20日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

目 次

協議事項

[協議]	頁
協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて -----	1
協議第20号 介護保険事業の取扱いについて -----	5
協議第21号 消防団の取扱いについて -----	9
協議第22号 町名・字名の取扱いについて -----	13
協議第23号 地域審議会の取扱いについて -----	15

[提案]

協議第24号 その他各種事務事業の取扱いについて（その1） -----	19
-------------------------------------	----

その他

(1) 住民説明会の実施について -----	68
(2) 新市名称公募当選者の決定について -----	69

協議第19号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

留意点

1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、市町村が保険者となり運営され、相扶共済の精神にのっとり市町村民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度として国民健康保険法に規定されている制度である。国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法により職場の医療保険（健康保険、共済組合、船員保険など）の加入者や生活保護を受けている者を除き、その市町村に居住する者はすべて加入しなければならないこととされている。

2 国民健康保険税

(1) 概要

国民健康保険事業に充てる財源は、主には国などの補助金、一般会計からの繰入金及び国民健康保険税から成り立っている。保険税は、市町村税の目的税に分類され、医療保険に充てられる医療分と介護保険の財源に充てられる介護分からなっており、それぞれの税率で合算した額が国民健康保険税額となる。

国民健康保険税は、地方税法の規定に基づき、その賦課や徴収などに関する事項を条例で定めることとされている。

(2) 保険税率の決め方

保険税率は、主には国民健康保険事業の支出の大半を占める医療費の支出額により決定される。具体的には、その年度の医療費等の支出の推計額から、国などの補助金、一般会計からの繰入金、一部負担金などを除いた額を確保すべき保険税額として算出し、これを所得や被保険者等に按分して、賦課する方式となっている。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{確保すべき} \\ \hline \text{保険税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費等} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{繰入金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{一部負担金} \\ \hline \text{(病院等での治療代)} \\ \hline \end{array}$$

なお、保険税の按分方法は、所得や資産など、その人の負担能力に応じた応能負担と、世帯当たり一定額あるいは被保険者当たり一定額という、利益を受ける期待率といったものに比例する応益負担から構成されている。税率の決定は、国民健康保険法の規定により設置された国民健康保険運営協議会で協議され、その答申を受け議会の議決により決定される。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1世帯あたりの保険税} \\ \hline \text{(医療分・介護分)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{応能負担} \\ \hline \text{所得割(\%)} \quad \text{資産割(\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{応益負担} \\ \hline \text{均等割(円)} \quad \text{平等割(円)} \\ \hline \end{array}$$

3 国民健康保険事業

国民健康保険では、病気やけがなどの医療費を医療機関に支払う療養給付のほか、一定の限度を超える高額な医療費に対して高額療養費の給付などを行っている。また、各市町村が条例で定める、出産時の出産育児一時金や葬祭を行う際の葬祭費の給付を行っている。

このほか、被保険者の疾病の早期発見、早期治療を図るための事業として人間ドックに対する助成や医療費の抑制及び健康意識の高揚のための指導、啓発など、被保険者の健康管理に役立つ各種事業を行っている。

4 調整内容

合併に伴い、これまで1市2町それぞれが保険者となり運営していた国民健康保険事業が統合されることになるが、統合に当たっては、保険税率、納期、給付内容等について調整する必要がある。

この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。国民健康保険の予算は、医療需要に見合った収入を確保しなければならず、収入が少ないからといって主な支出である医療給付を削減することはできない。よって、国民健康保険事業の統一に当たっては、相扶共済の精神という法の趣旨を十分に尊重した上で調整を図る必要がある。

調整方針

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、新市における療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額の算出を行った上で、合併年度の翌年度から統一する。
- (2) 人間ドック助成事業については、掛川市の例により統一する。
- (3) 高額療養費貸付事業については、大東町、大須賀町の例により統一する。

協議第20号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

1 介護保険制度の概略

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあっていこうという理念のもとに作られた保険制度で、平成12年4月からスタートしている。

介護保険法において、制度を運営する保険者は市町村、被保険者は65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）に区分され、被保険者が納める保険料と国、都道府県、市町村からの公費を財源として、介護や支援が必要になった被保険者にサービスを提供（保険給付）する仕組みとなっている。

介護サービスを受けるには、要介護認定の申請をして介護認定審査会において要介護認定を受ける必要があり、介護サービスは在宅サービスと施設サービスに分けられ、利用者負担は原則1割となっている。

2 介護保険事業計画

市町村は、国が定める基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする市町村介護保険事業計画を策定することとなっており、その計画には、各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービス見込量の確保のための方策、事業者間の連携の確保等介護サービスの円滑な提供を図るための事業、その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項を定めることとなっている。また、介護保険事業計画は、市町村の区域における要介護者等の人数、介護給付等対象対象サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成することとなっている。

3 介護保険料と納期

(1) 第1号被保険者の保険料（第1号保険料）

第1号保険料は、3年ごとに市町村が条例で設定している。市町村介護保険事業計画に定めた介護サービスの見込み量から介護保険事業に要する費用の総額を見込み、その費用のうち第1号保険料で負担する額を第1号被保険者数で除して保険料の基準額を算定する。さらに、低所得者の人に過重な負担とならないよう、所得状況に応じて5段階に区分し、それぞれについて基準額に標準割合を乗じて得た額を定額保険料として設定する。

納期は、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢（退職）年金を一定額以上受給している第1号被保険者については、当該年金が支給されるときに年金額から差し引かれ、それ以外の第1号被保険者については、市町村が条例で定める期日までに市町村へ直接納付される。

(2) 第2号被保険者の保険料（第2号保険料）

第2号保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険ごとに、医療保険料の算定方法に基づき決定される。第2号保険料は、医療保険者が医療保険料として一括徴収する。

4 介護認定審査

(1) 要介護認定

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや、痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要となる。

要介護認定は、市町村職員等で介護の専門知識を持つ調査員が家庭等を訪問して、本人の日常生活の自立度など全国共通の調査票に基づいて行う調査の結果により一次判定を行う。

次に、かかりつけ医師の意見書、一次判定結果及び調査の特記事項を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い（要介護度）を総合的に審査・判定する。（二次判定）

(2) 介護認定審査会

介護認定審査会は、各市町村に設置されるのが原則である。ただし、審査判定業務の都道府県への委託又は審査会の共同設置が可能である。1市2町においては、掛川市及び小笠郡5町と共同設置している。

介護認定審査会は、5人を標準として市町村が定める人数からなる合議体を単位に審査判定を行う。委員は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から各分野の均衡に配慮して任命する。

調整方針

- 1 介護保険事業計画については、合併時まで策定するものとする。
- 2 第1号被保険者に係る介護保険料については、新市において介護保険事業が円滑に運営されるよう合併年度の翌年度から統一するものとする。
- 3 介護認定審査会については、現行の体制を引き続き存続するよう調整するものとする。

協議第 2 1 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 消防団とは

消防団は、消防本部、消防署と同じく消防組織法に基づいて市町村に設けられている消防機関であり、全国ほとんどの市町村に設置されている。

消防団の任務は、火災はもちろんのこと地震や風水害などのあらゆる災害から国民の生命・身体・財産を守ることという重要なものであると同時に、災害時以外には火災の予防や住民に対する啓発活動など幅広い分野で活躍している。

消防組織法（抄）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部及び一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

2 消防団員の身分

消防団員の身分は、地方公務員法に規定される特別職（非常勤）の地方公務員となっている。

地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

- (1) ～(4)略
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

3 合併に伴う消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合することが適切であるとされている。ただし、各市町において組織構成、待遇等が異なる場合があり、調整が必要となる。内容によっては、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられる。

1市2町の消防団の主な概要

項目	掛川市	大東町	大須賀町																																																		
名称	掛川市消防団	大東町消防団	大須賀町消防団																																																		
組織	1団本部 6方面20分団 定員 500人	1団本部 6分団 定員 160人	1団本部 4分団 定員 150人																																																		
消防装備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分団詰所</td> <td>20カ所</td> </tr> <tr> <td>消防団指揮車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ車</td> <td>19台</td> </tr> <tr> <td>水槽付ポンプ車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬ポンプ</td> <td>28台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	分団詰所	20カ所	消防団指揮車	1台	消防ポンプ車	19台	水槽付ポンプ車	1台	可搬ポンプ	28台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分団詰所</td> <td>6カ所</td> </tr> <tr> <td>消防団指揮車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ車</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>可搬ポンプ</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	分団詰所	6カ所	消防団指揮車	1台	消防ポンプ車	6台	可搬ポンプ	6台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分団詰所</td> <td>4カ所</td> </tr> <tr> <td>消防団指揮車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ車</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>可搬ポンプ</td> <td>4台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	分団詰所	4カ所	消防団指揮車	1台	消防ポンプ車	4台	可搬ポンプ	4台																		
	名称	数量																																																			
	分団詰所	20カ所																																																			
	消防団指揮車	1台																																																			
	消防ポンプ車	19台																																																			
	水槽付ポンプ車	1台																																																			
可搬ポンプ	28台																																																				
名称	数量																																																				
分団詰所	6カ所																																																				
消防団指揮車	1台																																																				
消防ポンプ車	6台																																																				
可搬ポンプ	6台																																																				
名称	数量																																																				
分団詰所	4カ所																																																				
消防団指揮車	1台																																																				
消防ポンプ車	4台																																																				
可搬ポンプ	4台																																																				
報酬年額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>64,500円</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>方面隊長</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>部長及び班長</td> <td>32,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>31,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	78,000円	副団長	64,500円	本部長	54,500円	方面隊長	44,000円	分団長	41,000円	副分団長	37,000円	部長及び班長	32,500円	団員	31,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>182,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>111,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>69,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>57,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	182,000円	副団長	140,000円	本部長	111,000円	分団長	93,000円	副分団長	80,000円	班長	69,000円	団員	57,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>164,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>133,000円</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>133,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>89,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>73,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>53,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	164,000円	副団長	133,000円	本部長	133,000円	分団長	89,000円	副分団長	73,000円	班長	62,000円	団員	53,000円
	階級	報酬額																																																			
	団長	78,000円																																																			
	副団長	64,500円																																																			
	本部長	54,500円																																																			
	方面隊長	44,000円																																																			
	分団長	41,000円																																																			
	副分団長	37,000円																																																			
	部長及び班長	32,500円																																																			
団員	31,500円																																																				
階級	報酬額																																																				
団長	182,000円																																																				
副団長	140,000円																																																				
本部長	111,000円																																																				
分団長	93,000円																																																				
副分団長	80,000円																																																				
班長	69,000円																																																				
団員	57,000円																																																				
階級	報酬額																																																				
団長	164,000円																																																				
副団長	133,000円																																																				
本部長	133,000円																																																				
分団長	89,000円																																																				
副分団長	73,000円																																																				
班長	62,000円																																																				
団員	53,000円																																																				
報酬・手当 H14決算	団員一人当たりの額 82,511円	団員一人当たりの額 95,691円	団員一人当たりの額 80,592円																																																		

調整方針

- 1 消防団については、合併時に統合する。
- 2 分団の組織、管轄区域については、当面現行のとおりとし、合併後、地域の実情を踏まえた上で調整する。
- 3 団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

協議第 2 2 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 町又は字の名称の調整

市町村の区域内の一定の区域を町又は字と呼び、町名・字名の変更は、住民登録、登記、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすことから、合併関係市町村の間に重複している町名又は字名が存在する場合は、新市発足時において支障のないよう調整する必要がある。

なお、本地区においては同じ名称の町名・字名は存在しないため調整する必要はない。

2 町又は字の名称の変更手続

地方自治法第260条では、市町村の区域内の町や字の名称を変更等する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

3 1市2町の現況

(1) 町名・字名数

	掛川市	大東町	大須賀町	合計
町名・字名数	132	27	5	164

(2) 重複町(字)名 該当なし

(3) 類似町(字)名

	掛川市	大東町
町名・字名	かみにしのや 上西之谷 なかにしのや 中西之谷	にしのや 西之谷

4 根拠法令

地方自治法（抄）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

調整方針

新市の町・字の名称については、現行のとおりとする。

協議第 2 3 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 地域審議会の設置目的

地域審議会とは、合併による行政区域の拡大に伴い、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応するため、合併前の区域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現することを目的として創設された制度である。

2 地域審議会の役割

地域審議会は、合併前の市町村の区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき市長に意見を述べることができる。具体的な地域審議会の担当事務は、地域の実情に応じ、合併関係市町村の協議により判断されるべきものである。

(参考) 地域審議会の担当事務の一般的な例

1 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べる事項

- (1) 市町村建設計画の変更（合併特例法第5条第9項）
- (2) 市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）
- (3) 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- (4) 基本構想・各種計画の策定・変更 など

2 必要に応じて合併市町村の長に意見を述べる事項

- (1) 市町村建設計画の執行状況（随時的なもの）
- (2) 公共施設の設置・運営管理
- (3) 福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況 など

3 地域審議会の設置の有無

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情に応じて判断されるべきであり、すべての合併市町村に置かなければならないものではない。また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないものでもない。

地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

4 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な事情において設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により期間を定めて設置することとされている。

地域審議会の設置期間について法的な制限はないが、合併特例法第5条第9項の規定により、市町村建設計画を変更する際には、地域審議会の意見を聴かなければならないこととされていることから、市町村建設計画の期間である5年から10年までの間が適当であるとされている。

選択肢

(選択肢 1) 設置しない。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は、新市においては設置しないものとする。

(選択肢 2) 設置する。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、掛川市、大東町及び大須賀町の区域であった区域に、それぞれ掛川地区地域審議会、大東地区地域審議会及び大須賀地区地域審議会を設置する。各地域審議会の組織及び運営については、次のとおりとする。

(1) 設置期間

合併の日から10年間とする。

(2) 所掌事務

- ア 新市建設計画の変更に関する事項
- イ 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ウ その他新市の長が必要と認める事項

(3) 組織

- ア 地域審議会は、委員15人以内で組織する。
- イ 委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (ア) 公共的団体等を代表する者
 - (イ) 学識経験を有する者
 - (ウ) 公募により選任された者

(4) 任期

委員の任期は、2年とする。

協議第 2 4 号

その他各種事務事業（その 1）の取扱いについて

その他各種事務事業（その 1）の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 月 2 0 日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

留意点

1 その他各種事務事業の取扱い

各市町村で行われている事務事業には、自治、防災、福祉、環境衛生、産業、建設、教育文化など、あらゆる分野において住民に密着した行政サービスや住民負担がある。合併に伴い、これら事務事業について調整が必要となるが、調整に当たってはこれまでの経緯や実情を考慮し、住民サービスの低下にならないよう留意するとともに、過剰な財政負担とならないよう合理化・効率化の観点も踏まえておくことが重要となる。

特に、住民生活に大きく影響を与えるものについては、事前に合併協議会にて基本方針を協議し、その方針に基づいて事務事業一元化作業の中で調整していくことが必要となる。

2 協議項目について

本協議会では、「その他各種事務事業の取扱い」として、下記の23項目について協議を行うが、項目数が多数になるため、「その1」「その2」に区分することとした。

【その1】

- (1) 姉妹都市・国際交流事業
- (2) 男女共同参画事業
- (3) 広報広聴事業
- (4) 情報公開・個人情報保護制度
- (5) 地域振興事業
- (6) 交通関係事業
- (7) 窓口業務
- (8) 防災消防関係事業
- (9) 生活保護事業
- (10) 高齢者福祉事業
- (11) 児童福祉事業
- (12) 保育事業
- (13) 障害者福祉事業

【その2】

- (14) 廃棄物関係事業
- (15) 環境・衛生関係事業
- (16) 保健・医療関係事業
- (17) 商工・観光関係事業
- (18) 農林関係事業
- (19) 建設関係事業
- (20) 上・下水道事業
- (21) 学校教育関係事業
- (22) 社会教育関係事業
- (23) 文化振興関係事業

3 調整の基本方針

その他各種事務事業の取扱いについては、これまでの1市2町のまちづくりの経緯を尊重しつつ、新市における速やかな融合・一体化の促進と新たな発展に向け、以下の原則を踏まえて調整する。

(1) 一体性確保の原則

新市移行に際し、住民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。

(2) 福祉向上の原則

住民サービス、福祉の向上に努める。

(3) 負担公平の原則

新市において住民負担格差を生じさせないように努める。

(4) 健全な行財政運営の原則

新市における健全財政運営の確保に努める。

(5) 行財政改革推進の原則

費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

(6) 適正規模準拠の原則

新市の規模を視野に入れ、県内類似団体における事務事業の実施内容等にも配慮し、新市の規模にふさわしい事務事業の内容とするため、積極的な見直しに努める。

調整方針

その他各種事務事業の取扱い（その１）については、次のとおり調整する。

1 姉妹都市・国際交流事業

- (1) 国際姉妹都市については、新市に引き継ぎ、国内姉妹都市については、これまでの経緯、実情を踏まえ、合併時まで調整する。
- (2) 国際交流事業については、これまでの経緯、実情を踏まえ、統合又は再編する。

2 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画計画については、現在の計画を踏まえ、新市において速やかに策定する。
- (2) 男女共同参画条例については、新市において制定する。

3 広報広聴事業

- (1) 広報紙については月２回の発行を原則とし、掛川市の例により調整する。
- (2) 広聴事業については、市政モニター制度等、市民の意見を広く聴けるシステムを新市において速やかに構築する。

4 情報公開・個人情報保護制度

情報公開条例及び個人情報保護条例については、掛川市の例により合併時に制定する。

5 地域振興事業

- (1) 自治会連合組織については、新市の一体性を確保するため、合併時に統合するよう調整する。
- (2) 自治会への交付金については、現行の予算総額の範囲内を基本とし、合併時に統一するよう調整する。
- (3) 自治会事業への補助制度については、合併時に統一するよう調整する。

6 交通関係事業

- (1) 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、合併時に統合する。
- (2) 自主運行バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

7 窓口業務

- (1) 窓口業務時間延長については、本庁、支所において、実施する。なお、実施曜日、延長時間、取扱業務内容等については、合併時まで調整する。
- (2) 既存の出張所については、現行のとおりとする。
- (3) 霊柩車の取扱いについては、掛川市の例により実施する。

8 防災消防関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 災害対策本部については、合併時までに新たな体制を構築する。自主防災組織については、現行の組織を存続する。
- (3) 防災無線については、速やかに整備計画を策定し、新市において計画的に整備する。ただし、同報無線については、緊急放送が同時発信できるよう合併時までに整備する。

9 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度に基づき引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、統一する。

10 高齢者福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 高齢者保健福祉計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

11 児童福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 次世代育成支援行動計画については、合併時までに新市の計画を策定する。

12 保育事業

国県の制度に基づく事業をはじめ、現在実施している保育事業については、引き続き実施する。

13 障害者福祉事業

- (1) 国県の制度に基づく事業については、引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業については、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する。ただし、統合又は再編が困難なものについては、新市において速やかに調整する。
- (2) 障害者計画については、現行の計画を新市に引き継ぐ。

その他各種事務事業(その1)の取扱い

参 考 資 料

[目次]	頁
(1) 姉妹都市・国際交流事業 -----	24
(2) 男女共同参画事業 -----	26
(3) 広報広聴事業 -----	28
(4) 情報公開・個人情報保護制度 -----	30
(5) 地域振興事業 -----	34
(6) 交通関係事業 -----	40
(7) 窓口業務 -----	44
(8) 防災消防関係事業 -----	46
(9) 生活保護事業 -----	50
(10) 高齢者福祉事業 -----	52
(11) 児童福祉事業 -----	58
(12) 保育事業 -----	60
(13) 障害者福祉事業 -----	62

1 姉妹都市・国際交流事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
国際姉妹都市	<p>米国オレゴン州ユージン市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の概要 人口約11万人。オレゴン州ではポートランドに次ぐ第2の都市。オレゴン大学があり、州の主要な木材集散地となっている。 ・経緯 市制25周年記念事業の一環として、昭和54年8月3日姉妹都市提携 平成元年ユージン市とその近隣の農場72haを購入し、第三セクターによる(株)オレゴン生涯学習村を設立 	
国内姉妹都市		<p>岩手県胆沢(いさわ)町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の概要 人口約1.8万人。岩手県の南部に位置し、東北でも指折りの穀倉地帯。胆沢平野にある水と緑のまち。 ・経緯 昭和60年8月16日姉妹都市提携 平成8年8月3日姉妹都市災害時相互応援協定締結
国際交流事業	<p>国際交流団体の支援 掛川国際都市友好協会への補助 (主な活動)ユージン市との交流 英会話教室</p> <p>在住外国人の生活支援 外国人相談窓口等の開設。NPO法人掛川国際交流センターへ委託</p> <p>日本語教室 市内在住在勤の外国人向けの日本語教室の開催。NPO法人掛川国際交流センターへ委託</p> <p>中高大学生オレゴン農場研修事業 毎年春夏の2回、(株)オレゴン生涯学習村が主催する中高大学生オレゴン農場派遣事業参加者への補助</p> <p>口ロマロッジの管理運営 鈴与グループから寄贈されたオレゴン州にある口ロマロッジ(土地面積54,994.63m²、木造建物14棟)の管理運営</p>	<p>国際交流フェアの開催 年1回、7月に国際交流イベントを開催 地域国際交流富士登山 年1回、7月に大型バスを借り上げて富士登山を実施</p> <p>国際交流団体の支援 国際交流センターへの補助 (主な活動)日本語教室 英会話教室</p> <p>郷土の偉人顕彰事業 郷土の偉人松本亀次郎氏が活躍した中国への中学生派遣に対する補助</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>米国ニューヨーク州コーニング市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の概要 人口約1.5万人。ニューヨーク州の北部に位置し、世界有数のガラス産業のまちである。 ・経緯 昭和63年のコーニング・ジャパン(株)の進出を契機に、平成2年4月7日姉妹都市提携 	<p>1 概要</p> <p>現在、全国各自治体では、国内外の都市と姉妹都市締結を行い、各種交流事業を行っているところが多い。</p> <p>1市2町においては、国外では掛川市が米国オレゴン州ユージン市と、大須賀町が米国ニューヨーク州コーニング市と姉妹都市提携をしており、国内では大東町が岩手県胆沢町と姉妹都市提携、大須賀町が岐阜県岩村町とゆかりの郷協定を締結しているため、これら姉妹都市・国際交流事業について、過去からの経緯や提携先との関係に十分留意しながら調整する必要がある。</p>
<p>岐阜県岩村町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の概要 人口約5.6千人。800年の歴史を持つ城下町。町面積の7割を森林が占め、高原で夏涼しく、冬は寒さが厳しいが、降雪は少ない。 ・経緯 今からおよそ290年前の元禄10年(1697)、時の岩村藩主の元へ11代横須賀藩主の娘が嫁いでおり、平成元年11月3日ゆかりの郷協定事業の協定締結 平成7年12月6日災害時相互援助協定締結 	<p>2 先進事例</p> <p>【周南市】</p> <p>姉妹都市縁組...現行のまま新市に引き継ぐ。 国際交流事業...新市に移行後、速やかに調整する。 中学生等海外派遣事業...新たな制度を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。</p> <p>【南アルプス市】</p> <p>友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおりとする。</p> <p>【さぬき市】</p> <p>姉妹都市及び友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
<p>国際交流団体の支援 国際交流協会への補助 (主な活動) コーニング市との交流 A L T 国際交流フェア 英会話教室 地域外国人との交流</p>	

2 男女共同参画事業

分類	掛川市	大東町
男女共同参画計画 ・計画期間 ・計画の概要 ・推進組織	掛川女性キラリにっこりプラン 平成7年4月1日～平成17年3月31日 目指す市民像及び都市像 市民がお互いの人格を尊重し、男女が共同で参画する社会 女性行動計画推進委員会 任期1年 男性4人、女性6人 計10人	キラリ大東 - 輝く ^{ひと} 男女づくりプラン - 平成15年4月1日～平成25年3月31日 基本理念 男女が性にとらわれず、あらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮し、文化、安全、快適な環境など多様な価値が調和した新たな社会を創造する。 該当なし
男女共同参画条例 ・施行日 ・基本理念	男女がともにつくる安心とゆとりの掛川条例 平成15年7月1日 男女が、相手を理解し、思いやり、男女共同参画に向けて、お互いに何をなすべきか問いかけ合いながら一生涯学び続け、共に協力し合いながら、それぞれが生き生きと暮らせる社会を築き上げます。 男女が、共に個人としての尊厳を重んじ、直接又は間接にかかわらず、性別により差別する取扱いをせず、お互いの人権を尊重します。 男女が、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野の諸活動において、性別にかかわらず、個人として個性と能力を発揮する機会を確保し、平等及び対等な立場で共に参画し、責任を分かち合い、協力し合います。 男女が、男女共同参画推進は、国際的視野で取り組むべき課題でもあることを認識し、積極的に協力し合います。	該当なし

大 須 賀 町	備 考
<p>未来おおすか 人と人をつなぐハートフルプラン</p> <p>平成11年4月1日～平成18年3月31日</p> <p>基本理念 「男女平等」と「人間性あふれる暮らしの創造」</p> <p>男女共同参画推進町民会議</p> <p>任期2年 男性5人、女性5人 計10人</p>	<p>1 概要 男女共同参画については、国では平成11年に「男女共同参画基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを規定しており、全国の各自治体では、それぞれにおいて男女共同参画計画や男女共同参画条例を策定している例が多い。 1市2町においては、それぞれ男女共同参画社会を目指した推進計画を策定しており、掛川市及び大須賀町では、条例を制定している。</p> <p>2 男女共同参画基本法（抄） （目的） 第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>
<p>-----</p> <p>大須賀町男女共同参画推進条例</p> <p>平成15年4月1日</p> <p>男女の個人としての人権が尊重され、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選べる活力に満ちた社会とする。 男女が、互いの理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる活動の場において平等に責任をわかちあう活力に満ちた社会とする。 それぞれの分野における政策・方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が幅広くおこされるようにする。これにより人間性あふれる暮らしの創造を追求する社会をめざす。 男女が共に人権を尊重し、性別による差別やドメスティック・バイオレンスなどの暴力がないことで活力に満ちた社会とする。 男女が互いの性を尊重するとともに、妊娠・出産の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。</p>	<p>（都道府県男女共同参画計画等） 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱 （2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>広報おおすか</p> <p>3,750部</p> <p>月1回(毎月第4金曜日)</p> <p>A4サイズ両面刷り 16頁 2色刷(新年号4頁カラー) 再生紙100%</p> <p>発送(自治会ごとに包装):印刷業者 配送(自治会宛) :臨時職員 各戸配布 :自治会</p>	<p>1 概要</p> <p>より良いまちづくりを進めるためには、その主体である住民と行政がより密接な信頼関係により結びつき、協働していくことが大切である。そのためには、住民は行政に関する情報を十分に享受できることが必要であり、また、住民の声を反映させるシステムが充実していることが前提となる。</p> <p>特に合併に際しては、住民と行政の距離が大きくなり住民の意見が反映されにくくなるのではないかと、という懸念もあることから、広報広聴事業については、その意義が十分果たされるような体制の確保が重要となる</p> <p>このことから、1市2町それぞれが行っている広報広聴事業においても、新市のまちづくりに寄与できるよう調整が必要である。</p>
<p>町政モニター</p> <p>6人(満20歳以上で議員と公務員を除く)</p> <p>2年</p> <p>モニター会議(年2回程度)。アンケート調査の実施。意見・提言の収集。</p>	<p>2 1市2町の現況</p> <p>広報広聴事業については、1市2町ともに広報紙を発行し、行政情報の提供に努めているほか、各配布物やホームページ等を利用し広報活動をおこなっている。また、モニター制度や地区懇談会を開催し、施政方針のPRや住民意見を聴く場を設けている。</p> <p>しかしながら、広報紙の発行回数やホームページの内容、または地区懇談会の実施方法など、それぞれの事業内容に違いがある。</p> <p>3 先進事例</p> <p>【さいたま市】</p> <p>広報広聴事業については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 広報誌等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。</p> <p>イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。</p>
<p>町政懇談会</p> <p>町内全自治会12会場</p>	<p>【篠山市】</p> <p>広報紙の発行回数は丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。</p> <p>【さぬき市】</p> <p>新市においても広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。</p>

4 情報公開・個人情報保護制度

分 類	掛 川 市	大 東 町
<p>情報公開制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 ・ 実施機関 ・ 開示対象となる情報 ・ 開示請求できる者 ・ 開示決定等の期限 ・ 諮問機関 	<p>掛川市情報公開条例 (平成11年4月1日施行)</p> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会</p> <p>実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 平成11年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書。条例施行日前に作成し、又は取得した公文書で、保存期間が10年以上と定められているもの。</p> <p>市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると実施機関が認めたもの</p> <p>開示又は非開示の決定は、請求があった日の翌日から起算して14日以内</p> <p>掛川市公文書開示審査会 (定数：5人以内、任期：2年)</p>	<p>大東町情報公開条例 (平成13年4月1日施行)</p> <p>町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び水道事業管理者</p> <p>実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム、磁気テープ及び磁気ディスクその他これに類するもので、当該実施機関が管理しているものをいう。 平成13年4月1日以降に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書。</p> <p>町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 町内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>開示又は非開示の決定は、請求を受理した日から起算して15日以内</p> <p>大東町情報公開審査会 (定数：5人以内、任期：2年)</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>大須賀町情報公開条例 (平成13年4月1日施行)</p> <p>町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会 及び公営企業の管理者</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、時期的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に入手できるもの又は閲覧に供されているものを除く。</p> <p>平成13年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書。それ以前に作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合においては、これに必ずよう努める。</p> <p>町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 町内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>開示又は非開示の決定は、請求を受理した日から起算して15日以内</p> <p>大須賀町情報公開審査会 (定数：5人以内、任期：2年)</p>	<p>1 情報公開制度について</p> <p>(1) 概要 情報公開制度とは、行政が保有する情報について誰にも情報開示請求権を保障し、開示請求のあった当該情報を請求者に原則開示することを行政に義務づける制度である。</p> <p>(2) 情報公開条例制定の背景 平成11年5月に制定された情報公開法「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に地方公共団体の情報公開に関する努力義務が規定されて以降、自治体の情報公開に関する条例の制定が急激に加速された。 条例では、請求権者誰もが、自治体の実施機関にある情報の公開を請求することができ、実施機関である市町村長、議会、各種行政委員会は、非開示情報(開示されない情報)に該当しない限り公開しなければならないとされている。 なお、非開示として公開を拒否された場合は、第三者機関たる審査会に諮ったうえでその答申を得て、再度開示、非開示の決定が下されることになる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(抄) (地方公共団体の情報公開) 第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> </div> <p>(3) 非開示情報とは 非開示情報とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に準じて条例で定められるが、主に次のような情報が上げられる。 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの 法人その他の団体、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることによって権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの 人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、社会秩序の維持に支障が生ずる恐れがある情報 国又はその他の公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換や中立性が損なわれたり、市民に混乱を与える又は特定の者の利益・不利益に係るおそれがあるもの 国又はその他の公共団体が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
<p>個人情報保護制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 ・ 実施機関 ・ 実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保 ・ 開示対象の情報 ・ 個人情報の開示請求等 ・ 開示請求できる者 ・ 諮問機関 	<p>掛川市個人情報保護条例 (平成15年9月1日施行)</p> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会</p> <p>個人情報取扱事務の届出 個人情報の収集の制限 個人情報の適正管理 個人情報の利用及び提供の制限 オンライン結合の制限 個人情報取扱事務を委託する場合の個人情報保護のために必要な措置</p> <p>実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、等が実施機関が保有しているもの。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>自己情報の開示請求 記載の誤りに対する訂正請求 不法な収集に対する削除請求 目的外使用に対する中止請求</p> <p>何人も自己情報の開示を請求することができる。 未成年者又は青年被後見人の法定代理人は本人に代わって、開示の請求をすることができる。</p> <p>掛川市個人情報保護審査会 (定数：5人以内、任期：2年)</p>	<p>未制定</p>

大 須 賀 町	備 考
未制定	<p>2 個人情報保護制度について</p> <p>(1) 概要 個人情報とは、現在の高度情報化社会の進行に伴い、行政に限らず、民間を含め幅広い範囲で利用され取り扱われている。しかしながら、このような社会状況の変化は、住民のプライバシー侵害に対する危機感を高め、個人情報の保護はこれらを扱う地方公共団体にとっても大きな課題となっている。</p> <p>これらのことから、行政においても個人情報についての適正な取扱いを明確にするとともに、住民に自己情報コントロール権として、自己情報の開示、訂正、削除及び中止に関する権利を保障することが、必要不可欠になりつつある。</p> <p>(2) 個人に関する情報とは 氏名、性別、生年月日、住所、本籍など戸籍的事項 思想、信条、宗教、意識、趣味等 学歴、職歴、賞罰、成績、資格、犯罪歴など経歴 障害、傷病など心身の状況 資産内容、収入、所得など財産等 職業、交際関係など生活記録</p> <p>(3) 個人情報の適正な取扱い方法 行政がどのような個人情報を保有しているか明らかにすること。 個人情報を収集するにあたっては、収集目的を明らかにし、収集する個人情報は目的達成のために必要な範囲内のものとする。 個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止し、常に正確かつ細心なものとして管理すること。 個人情報を収集したときの利用目的以外に原則として利用しないこと。 個人情報を収集した実施機関以外のものに原則として提供しないこと。 事業者が取り扱う個人情報について、保護措置を設けること。</p>
<p>3 先進事例</p> <p>【さいたま市】 情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。</p> <p>【西東京市】 公文書開示・公文書公開に関すること・・・新市において、田無市の基準で制度化を図る。 個人情報の保護に関すること・・・・・・新市において、保谷市の基準で制度化を図る。</p> <p>【さぬき市】 住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。</p>	

5 地域振興事業

分類	掛川市	大東町
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市区長会連合会 : 1組織25人 (会長1人、副会長4人、理事18人、監事2人) ・地区区長会(地区区長): 22組織 ・区(区長) : 142組織 ・組(組長) : 2,180組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・大東町区長会 : 1組織15人 (会長1人、副会長1人、監事2人) ・区(行政区区長) : 15組織 ・区(小区区長) : 37組織 ・班(班長) : 381組織
自治会加入 世帯数(率)	25,076世帯(93.8%)	4,839世帯(84.1%)
H15.10 調査	1自治会当たり最大 692世帯 " 最小 8世帯 " 平均 181世帯	1自治会当たり最大 505世帯 " 最小 204世帯 " 平均 327世帯
市・町から 自治会への 依頼事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・各種調査票の取りまとめ ・共同募金等の取りまとめ ・環境美化、保健衛生活動 ・各種団体役員の推薦等 ・防犯、防災活動 ・体育活動 ・地区要望(書)の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・各種調査票の取りまとめ ・共同募金等の取りまとめ ・環境美化、保健衛生活動 ・各種団体役員の推薦等 ・防犯、防災活動 ・体育活動 ・建設事業等の用地買収の調整
市・町から 自治会関連 への交付金 等 H14決算	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市区長会連合会運営補助金 4,000千円 ・生涯学習パート 推進費補助金 3,500千円 ・地区区長会活動助成金 4,260千円 1区につき: 年額30,000円×142区 ・区長会事務取扱交付金 38,985千円 1,500円×世帯数 ・広報配布手数料 2,606千円 100円×世帯数 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会研修費補助金 360千円 ・区役員報酬 18,031千円 区長 : 309,000円×15人 副区長 : 155,000円×25人 雇用促進区長 : 85,000円×4人 常設委員 : 38,300円×99人 班長 : 13,200円×408人 ・地域振興費 11,136千円 2,000円×世帯数 (平成15年度は、1,600円/1世帯) ・区費補填費 10,800千円

大 須 賀 町	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・大須賀町自治連合会 : 1組織15人 (会長1人、副会長3人、理事9人、監事2人) ・自治会(自治会長) : 12組織 ・字町会(区長、総代) : 42組織 ・組(組長) : 265組織 	<p>1 概要</p> <p>地域振興事業は、行政と住民との協働により、より良いまちづくりを推進する上で、非常に重要な事業である。特に、地域振興事業の核を担う自治会組織は、行政と地域の単なるパイプ役に限らず、地域の発展、または防災・防犯面においても大きな役割を果たしているといえる。</p>
<p>3,490世帯(90.5%)</p> <p>1自治会当たり最大 281世帯 " 最小 17世帯 " 平均 87世帯</p>	<p>合併後においても、これら自治会組織への必要な支援を引き続き実施していくことが大切なことは言うまでもないが、それぞれの歴史の中で育んできた行政と自治会組織の関係は異なる点も多く、合併後の新市の一体性の確保や、より広域的なコミュニティーの充実に寄与するよう調整を図る必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・各種調査票の取りまとめ ・共同募金等の取りまとめ ・環境美化、保健衛生活動 ・各種団体役員の推薦等 ・防犯、防災活動 ・地区要望の取りまとめ ・男女共同参画推進 	<p>2 1市2町の現況</p> <p>掛川市、大東町、大須賀町それぞれに自治会組織があり、連合を形成し活動を行っているが、旧来から存続している組織であるが故に、組織、規模、名称、役職等、それぞれが独自の体系を成している。</p> <p>行政と自治会の関係においては、掛川市の場合は、行政が設定・管理している行政区と住民組織である自治会とが必ずしも一致しない「行政区 自治会」となっているが、大東町、大須賀町では「行政区 = 自治会」となっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大須賀町自治連合会交付金 600千円 ・自治会連合会特別交付金 15,224千円 <ul style="list-style-type: none"> 自治会長 88,000円 + 300円 × 世帯数 総代 70,000円 + 300円 × 世帯数 事務手数料 1,000円 × 世帯数 組長 10,000円 × 班長数 + 300円 × 世帯数 女性代表 10,000円 女性連絡員 200円 × 世帯数 環境委員 200円 × 世帯数 男女共同参画推進員 200円 × 2名 × 世帯数 ・自治振興活動費交付金 5,932千円 <ul style="list-style-type: none"> 予算額に対して世帯割40%、人口割40%、均等割20%で算出し配分する。 	<p>このことは、自治会組織が行政と密接に協力し、直接的に連携する組織として、各種依頼や連絡又は施策への協力等を担うものとした認識と、あくまで行政とは一線を画する組織として、間接的に協力関係を築いているといった認識の違いに表れている。</p> <p>具体的には、行政が自治会加入者を把握しているかの違いであったり、環境美化活動や自主防災活動等における行政の関与といった点の違いである。</p> <p>また、行政から自治会へ交付されている補助金や交付金についても、金額、算出根拠、交付内容等が相違しており、これらについては、行政と自治会組織との関係を含めた総合的調整が必要である。</p>
	<p>【自治会とは】</p> <p>地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な団体である。自治会、町内会、字町会など名称や規模、運営形態も様々である。</p> <p>【行政区画とは】</p> <p>市町村が区域を設定し、選挙の投票区、学区その他住民との行政広報、行政連絡にあたる地区の単位であり、行政事務処理上の便宜のために設けられる行政区画である。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
自治会(区)事業への補助制度	<p>地区集会施設整備事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、改築の場合 補助対象事業費の1/3(限度額600万円) ・小規模改造の場合(市単独) 補助対象事業費の1/3(限度額 30万円) <p>防犯灯設置事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱取り付けタイプ: 13,000円 ・支柱設置タイプ : 20,000円 <p>その他主な補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治区まちづくり推進モデル事業 補助対象事業費の1/2(限度額30万円) 	<p>地区集会施設整備事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、改築の場合 補助対象事業費の1/3(限度額800万円) <p>防犯灯設置工事業(町施工)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区1基~3基 <p>その他主な補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区健康づくり事業 30,000円 ・地区スポーツ大会開催事業 50,000円 ・青少年健全育成 30,000円 ・生涯学習実践事業 50,000円 ・児童遊園地整備 事業費の1/2 (限度額10万円) ・グランドゴルフ場整備 事業費の2/3 (限度額100万円)
自治会連合会の活動内容	<p>会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長会連合会代議員会 年1回 ・地区別ブロック会議 年1回 ・定例理事会 年12回 ・正副会長会 年12回 ・視察研修 年2回 ・市民総代会中央集会 年1回 ・市民総代会地区集会 年1回18地区 <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活性化 ・安全、安心なまちづくり 自主防災、消防、交通安全、暴力追放 ・ごみのないまちづくり 環境美化、河川浄化 ・地域福祉 	<p>会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期区長会 年11回 ・正副区長会 年1回 ・視察研修会 年1回 <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策協議会 ・暴力追放大会
自治会の主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・自主防災活動 ・環境美化・整備、ごみ集積所の管理 ・交通安全、防犯活動 ・防犯灯の設置管理 ・地区集会施設等の管理・運営 ・レクリエーション活動 ・地域福祉活動 ・地区の諸活動 ・区民相互の連携・親睦 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・自主防災活動 ・環境整備、ごみ集積所の管理 ・交通安全、防犯活動 ・防犯灯の設置管理 ・レクリエーション活動 ・地域福祉活動 ・地区の諸活動 ・相互の親睦

大 須 賀 町	備 考						
<p>地区集会施設整備事業補助 ・新築、改築の場合 補助対象事業費の1/3(限度額800万円)</p> <p>防犯灯設置事業補助 事業費の1/2(限度額100万円)</p> <p>その他主な補助制度 ・地域夢づくり事業補助 一般事業 補助対象事業費の2/3(限度額5万円) 小公園整備事業・体育施設整備事業 補助対象事業費の2/3(限度額50万円) 特認事業 補助対象事業費の2/3(限度額10万円)</p>	<p>3 先進事例(抜粋)</p> <p>【千曲市】 (1) 区・自治会組織のあり方については、各区・自治会の意向を踏まえ調整する。 (2) 区・自治会の名称については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の区名については地域住民の意向を踏まえ調整する。 (3) 行政事務委託料及び報酬については、経過措置を設け現行の予算の範囲内で調整する。</p> <p>【山県市】 (1) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 (2) 自治連合会組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治連合会を置く(高富地域5、伊自良地域2、美山地域7)。 (3) 自治会連合会事業については新市において調整する。</p>						
<p>会議等</p> <table border="0"> <tr> <td>・自治連合会全体会議</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td>・自治連合会役員会</td> <td>年12回</td> </tr> <tr> <td>・自治連合会研修旅行</td> <td>年1回</td> </tr> </table> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジデー参加 ・海岸一斉清掃 ・町政懇談会 ・若つつじ会懇談会 ・防災訓練 ・新春のつどい ・議会傍聴 	・自治連合会全体会議	年2回	・自治連合会役員会	年12回	・自治連合会研修旅行	年1回	<p>【さぬき市】 (1) 自治会の区域、名称については現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一する。 (2) 自治連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。 (3) 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。</p> <p>【静岡市】 行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町内会、自治会等住民自治組織と協議するものとする。 ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会、自治会等住民自治組織と協議のうえ、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。</p>
・自治連合会全体会議	年2回						
・自治連合会役員会	年12回						
・自治連合会研修旅行	年1回						
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、各種通知等の配布 ・自主防災活動 ・環境美化・整備、ごみ集積所の管理 ・防犯灯の設置管理 ・地区集会施設等の管理・運営 ・スポーツ・レクリエーション活動 ・地域福祉活動 ・地区の諸活動 ・各種学習会 	<p>【宗像市】 区長会については、合併時に統合調整を図る。 ・区長会の組織については、現行のままとする。 ・行政区の区域については、当面現行のままとする。 ・区長の報酬については、宗像市の例により調整する。</p>						

2 1市2町の自治会体系図

掛川市

平成15年10月1日現在
地区数：22地区

掛川市区長会
連合会
・会長 1人
・副会長 4人
・理事 18人
・監事 2人

【地区名：世帯数】

【区名】

掛川第一：1,263	【仁藤町、肴町、塩町、喜町、新町、道神町、六軒町、神明町、旭町、旭ヶ丘】
掛川第二：575	【栄町、紺屋町、中町、緑町、連雀、大手町、松尾町、城内】
掛川第三：1,718	【研屋町、西町、瓦町、十王、下俣町、十九首、小鷹町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央高町】
掛川第四：446	【城西】
掛川第五：2,140	【二瀬川、上屋敷、秋葉通り、鳥居町、橘町、未広町、長谷、七日町、秋葉路】
南郷：1,784	【杉谷、上張、新道、緑ヶ丘第一、緑ヶ丘第二、矢崎、葵町】
西南郷：2,084	【下俣、久保、亀の甲、神代地、結縁寺】
上内田：631	【桶田、五百済、段、下板沢、上板沢、和田、子隣、岩井寺、大谷、城山】
西山口：2,306	【満水、菌ヶ谷、宮脇、成滝、葛川、青葉台、金城】
東山口：751	【東区、中区、西区】
日坂：331	【日坂】
東山：117	【東山】
粟本：1,707	【水垂、初馬、葛ヶ丘】
城北：1,392	【北門、城北町、弥生町、下西郷】
倉真：474	【倉真（1区から7区まで）】
西郷：1,329	【小市、方の橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝の谷、長間、五明】
原泉：184	【大和田、孕丹、萩間、居尻、泉】
原田：459	【寺島、桑地、栃原、高山、正道、平島、久居島、中西之谷、上西之谷、田代・柚葉・明ヶ島】
原谷：1,144	【本郷西、本郷東、細谷、幡鎌、西山、サングリーン】
桜木：3,183	【上垂木、遊家・家代、下垂木（1区から3区まで）、富部、森平、下南、家代の里】
和田岡：927	【吉岡、高田、各和、つくし野、吉岡団地】
曾我：831	【細田、沢田、岡津、原川、徳泉、領家、高御所、篠場、平野、梅橋】

大東町

平成15年10月1日現在
地区数：15地区

【地区名：世帯数】 【区名】

大東町区長会
・会長 1人
・副会長 1人
・監事 2人

千浜東	： 359	【東部、坂里、北部】
千浜西	： 358	【千浜西、町営住宅】
国浜	： 386	【国安、菊浜、国包】
三浜	： 493	【三俣、町営住宅、浜川新田】
浜野	： 272	【浜野】
大坂	： 616	【報地、南大坂】
三井	： 410	【太田、中川原、寺部】
東大坂	： 411	【新川、海戸】
下土方	： 292	【川久保、下中、畑ヶ谷】
土方	： 310	【下北、嶺向】
上土方	： 295	【今滝、入山瀬、落合】
上佐束	： 476	【高瀬、小貫】
下佐束	： 318	【中方、岩滑】
睦三	： 208	【西之谷、田ヶ谷、毛森】
中	： 430	【高塚、下方、公文】

大須賀町

平成15年10月1日現在
地区数：12地区

【地区名：世帯数】 【区名】

大須賀町
自治連合会
・会長 1人
・副会長 3人
・監事 2人
・理事 9人

第1自治会	： 304	【川原町、汐見ヶ丘、柏平】
第2自治会	： 217	【十六軒町、大谷町、新屋町、西大谷】
第3自治会	： 123	【東本町、中本町、西本町】
第4自治会	： 176	【軍全町、沢上町】
第5自治会	： 183	【東新町、西新町、松尾町】
第6自治会	： 218	【西田町、東田町、大工町】
第7自治会	： 199	【西番町、中番町、東番町、南番町】
第8自治会	： 573	【西大淵（上西・上東・村西・その・みその・芝原・神田・下）、今沢、川原崎、促進第1、促進第2】
第9自治会	： 235	【沖之須（本郷西・本郷東・浜田・宮下・札木・川原・新田西・新田東）】
第10自治会	： 425	【野賀、新井、中新井、岡原、浜】
第11自治会	： 430	【東大谷、野中、藤塚、雨垂】
第12自治会	： 211	【石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷】

6 交通関係事業

分類	掛川市	大東町
交通安全対策協議会	<p>掛川市交通安全対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 交通安全思想の普及を掛川市民の生涯学習運動として定着させ流ための先導的役割を担い、効果的な運動をすることによって掛川市から交通事故を撲滅させることを目的とする。 ・構成員 会長1人、副会長3人、相談役1人、顧問1人、理事35人、計41人 ・主な活動内容 地域住民の交通道德高揚に関すること 車両の安全運転励行運動 正しい交通の励行運動 道路環境改善運動 	<p>大東町交通安全対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 交通安全思想の普及、徹底に努め、町民と一体となって効果的な運動を展開することにより、大東町から交通事故を撲滅させることを目的とする。 ・構成員 会長1人、副会長1人、顧問8人、委員146人、計156人 ・主な活動内容 地域住民の交通道德高揚に関すること 車両の安全運転励行運動 正しい交通の励行運動 道路環境の整備に関する改善運動
交通指導隊	<p>掛川市交通指導員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 会の健全な発展に貢献し、もって交通安全の推進に寄与する。 ・構成員 38人（会長、副会長、ブロック長、指導員） ・主な活動内容 街頭における正しい交通指導 交差点及び一般道路における通学・児童の通行指導 一般歩行者及び自転車の正しい横断方法 市が行う交通安全活動への協力 	<p>大東町交通指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 大東町民の交通道德の高揚を図るとともに、交通安全思想の普及を図り、交通事故を未然に防止する。 ・構成員 15人（隊長、副隊長、班長、隊員） ・主な活動内容 町内15箇所での交通安全指導 夜間街頭指導 町内15箇所での街頭指導 町民の交通安全思想の普及に関すること 街頭キャンペーンへの参加
交通安全運動	<ul style="list-style-type: none"> ・春、秋の全国交通安全運動 ・夏、歳末の交通安全県民運動 交通安全中央街頭キャンペーン 交通安全街頭指導 夜間街頭指導 巡回広報パトロール 高齢者交通安全体験教室 掛川署管内統一事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・春、秋の全国交通安全運動 ・夏、歳末の交通安全県民運動 交通安全キャンペーン 交通安全街頭指導 夜間街頭指導 巡回広報パトロール 飲酒運転追放夜間パトロール 掛川署管内統一事業

大 須 賀 町	備 考
<p>大須賀町交通安全対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 交通安全思想の普及、徹底に努め、町民と一体となって効果的な運動を展開することにより、大須賀町から交通事故を撲滅させることを目的とする。 ・ 構成員 会長 1 人、副会長 1 人、顧問 3 人、委員 45 人 計 50 人 ・ 主な活動内容 地域住民の交通道德高揚に関すること 車両の安全運転励行運動 正しい交通の励行運動 道路環境の整備に関すること 	<p>1 交通安全関係</p> <p>(1) 概要 交通事故撲滅などの交通安全対策については、最近の交通安全施設の整備や安全運動の展開、車両の改善により、全国的に死亡者数では減少傾向となっているものの、交通量の増加による事故は増加しており、合併後においても引き続き地域における交通安全対策の推進が必要である。</p> <p>(2) 1 市 2 町の現況 1 市 2 町それぞれに交通安全対策協議会を擁し、地域の交通安全の推進を図っているところであるが、その具体的な活動内容においては、1 市 2 町ともに掛川警察署管内ということもあり、連携を図った中でそれぞれの活動を行っていることから、団体の活動自体に大きな違いはないのが現状である。</p>
<p>大須賀町民間交通指導隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 大須賀町民の交通道德の高揚を図るとともに、交通安全思想の普及を図り、交通事故を未然に防止する。 ・ 構成員 12 人（隊長、副隊長、隊員） ・ 主な活動内容 町内 1 箇所での県下一斉街頭指導 町内 6 箇所での街頭指導 町民の交通安全思想の普及に関すること 街頭キャンペーンの参加 町の行事への参加（講演会等） 	<p>2 交通施策関係</p> <p>(1) 概要 近年の交通政策における重要な点は、住民の日常生活圏の拡大や高齢者の増加など、社会環境の変化に応じた対策を行うということである。公共交通機関については、利便性の高い自動車の普及により、地方部では採算面で運行困難に陥っている状況があり、行政としても交通手段の確保等、交通対策が重要な課題となっている。</p> <p>(2) 1 市 2 町の現況 公共交通機関の中心である鉄道については、昭和63年の新幹線掛川駅開業により飛躍的に利便性が向上したが、バス輸送については、経営環境面で厳しさを増している。実際、バス路線が廃止されたり、または経営困難な状況に陥っているなど、バス輸送の確保は大きな課題となっている。</p> <p>1 市 2 町においてもこれらの対策として、掛川市及び大東町では形態の違いはあるが、自主運行バスが運行されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 春、秋の全国交通安全運動 ・ 夏、歳末の交通安全県民運動 交通安全キャンペーン 交通安全街頭指導 夜間街頭指導 巡回広報パトロール 飲酒運転追放夜間パトロール 掛川署管内統一事業 	

分類	掛川市	大東町																																																																																								
自主運行バス事業	<p>掛川市市町村自主運行バス事業 路線バス廃止に伴い、交通弱者の移動手段の確保を図るため、道路運送法第21条に基づき運行するバス。 【運行路線等：市内7路線15系統】</p> <table border="1" data-bbox="295 477 853 1608"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">路線名(系統名)</th> <th colspan="2">運行系統</th> <th rowspan="2">運行回数/日</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東山</td> <td>旧道</td> <td>掛川駅前</td> <td>東山</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市立病院</td> <td>東山</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">粟本</td> <td>青田</td> <td>掛川駅前</td> <td>青田</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市立病院</td> <td>青田</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>循環</td> <td>掛川駅前</td> <td>掛川駅前</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居尻</td> <td>泉</td> <td>掛川駅前</td> <td>泉</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市立病院</td> <td>泉</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">倉真</td> <td>温泉</td> <td>掛川駅前</td> <td>倉真温泉</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市立病院</td> <td>倉真温泉</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>学習</td> <td>掛川駅前</td> <td>倉真温泉</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">桜木</td> <td>坂下</td> <td>掛川駅前</td> <td>ねむの木学園</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市立病院</td> <td>ねむの木学園</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>市街地循環北</td> <td>北回り</td> <td>掛川駅北口</td> <td>掛川駅北口</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地循環南</td> <td>南回り</td> <td>掛川駅北口</td> <td>掛川駅北口</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>南回り 霊園</td> <td>掛川駅北口</td> <td>掛川駅北口</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>運行回数は、片道を0.5回とした年平均の運行回数である。</p> <p>・市町村自主運行バス事業補助金 平成14年度決算額 24,601,492円 市街地循環バスは、平成15年5月からの運行であり、平成14年度決算には含まれない。</p>	路線名(系統名)		運行系統		運行回数/日	起点	終点	東山	旧道	掛川駅前	東山	7.4	病院	市立病院	東山	0.4	粟本	青田	掛川駅前	青田	5.9	病院	市立病院	青田	0.4	循環	掛川駅前	掛川駅前	4.3	居尻	泉	掛川駅前	泉	7.2	病院	市立病院	泉	0.4	倉真	温泉	掛川駅前	倉真温泉	7.4	病院	市立病院	倉真温泉	0.4	学習	掛川駅前	倉真温泉	1.8	桜木	坂下	掛川駅前	ねむの木学園	8.2	病院	市立病院	ねむの木学園	0.4	市街地循環北	北回り	掛川駅北口	掛川駅北口	19.0	市街地循環南	南回り	掛川駅北口	掛川駅北口	18.4	南回り 霊園	掛川駅北口	掛川駅北口	0.6	<p>大東町自主運行バス 大東温泉シートピアへの誘客を図るため、無償で運行する町直営のバス。 【運行路線等：町内5地区を週5日運行】</p> <table border="1" data-bbox="879 477 1428 824"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>運行地区</th> <th>運行方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td>千浜・国浜</td> <td rowspan="5">各地区主要施設と大東温泉シートピアを結ぶ。いずれの路線も大東町役場を経由し循環する。</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>土方</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>睦浜・大坂</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>三井・東大坂・中</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>佐束・睦三</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自主運行バス運営管理委託 平成14年度決算額 3,918,600円</p>	曜日	運行地区	運行方法	月曜日	千浜・国浜	各地区主要施設と大東温泉シートピアを結ぶ。いずれの路線も大東町役場を経由し循環する。	水曜日	土方	木曜日	睦浜・大坂	金曜日	三井・東大坂・中	土曜日	佐束・睦三
路線名(系統名)				運行系統			運行回数/日																																																																																			
		起点	終点																																																																																							
東山	旧道	掛川駅前	東山	7.4																																																																																						
	病院	市立病院	東山	0.4																																																																																						
粟本	青田	掛川駅前	青田	5.9																																																																																						
	病院	市立病院	青田	0.4																																																																																						
	循環	掛川駅前	掛川駅前	4.3																																																																																						
居尻	泉	掛川駅前	泉	7.2																																																																																						
	病院	市立病院	泉	0.4																																																																																						
倉真	温泉	掛川駅前	倉真温泉	7.4																																																																																						
	病院	市立病院	倉真温泉	0.4																																																																																						
	学習	掛川駅前	倉真温泉	1.8																																																																																						
桜木	坂下	掛川駅前	ねむの木学園	8.2																																																																																						
	病院	市立病院	ねむの木学園	0.4																																																																																						
市街地循環北	北回り	掛川駅北口	掛川駅北口	19.0																																																																																						
市街地循環南	南回り	掛川駅北口	掛川駅北口	18.4																																																																																						
	南回り 霊園	掛川駅北口	掛川駅北口	0.6																																																																																						
曜日	運行地区	運行方法																																																																																								
月曜日	千浜・国浜	各地区主要施設と大東温泉シートピアを結ぶ。いずれの路線も大東町役場を経由し循環する。																																																																																								
水曜日	土方																																																																																									
木曜日	睦浜・大坂																																																																																									
金曜日	三井・東大坂・中																																																																																									
土曜日	佐束・睦三																																																																																									

大 須 賀 町	備 考																			
該当無し	<p>(3) 自主運行バス事業について 地方都市では路線バスの廃止に伴い、補助金の支出、第3セクターや自治体の運行によるコミュニティバス等、自治体が積極的に関与している例は多い。</p> <p>【自主運行バスの形態】</p> <table border="1" data-bbox="740 465 1465 1003"> <thead> <tr> <th>運賃</th> <th>運行主体</th> <th>道路運送法に基づく許可</th> <th>実運行形態</th> <th>許可等の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無償</td> <td rowspan="2">市町村等</td> <td rowspan="2">不要 (自家用運送)</td> <td>市町村等直営</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・限定された地域住民等を無償で運送する場合 ・既存の乗合バス路線との競合がないか、影響が軽微である </td> </tr> <tr> <td>事業者等に委託</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有償</td> <td>事業者</td> <td>第21条 (貸切事業者の乗合運送)</td> <td>事業者</td> <td rowspan="2"> 以下のいずれかを満たす <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線代替バス ・既存の乗合バスとの競合がないか、競合があっても影響が軽微である、若しくは影響を及ぼさない </td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>第80条第1項 (自家用自動車の有償運送)</td> <td>市町村等直営 事業者等に委託</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="740 1043 1465 1572" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>道路運送法（抄） （禁止行為） 第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。 (1) 災害の場合その他緊急を要するとき。 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。 （有償運送の禁止及び賃貸の制限） 第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。 2・3略</p> </div> <p>3 先進事例 【埼玉県 さいたま市】 交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。 【岐阜県 山県市】 高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。</p>	運賃	運行主体	道路運送法に基づく許可	実運行形態	許可等の条件	無償	市町村等	不要 (自家用運送)	市町村等直営	<ul style="list-style-type: none"> ・限定された地域住民等を無償で運送する場合 ・既存の乗合バス路線との競合がないか、影響が軽微である 	事業者等に委託	有償	事業者	第21条 (貸切事業者の乗合運送)	事業者	以下のいずれかを満たす <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線代替バス ・既存の乗合バスとの競合がないか、競合があっても影響が軽微である、若しくは影響を及ぼさない 	市町村等	第80条第1項 (自家用自動車の有償運送)	市町村等直営 事業者等に委託
運賃	運行主体	道路運送法に基づく許可	実運行形態	許可等の条件																
無償	市町村等	不要 (自家用運送)	市町村等直営	<ul style="list-style-type: none"> ・限定された地域住民等を無償で運送する場合 ・既存の乗合バス路線との競合がないか、影響が軽微である 																
			事業者等に委託																	
有償	事業者	第21条 (貸切事業者の乗合運送)	事業者	以下のいずれかを満たす <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線代替バス ・既存の乗合バスとの競合がないか、競合があっても影響が軽微である、若しくは影響を及ぼさない 																
	市町村等	第80条第1項 (自家用自動車の有償運送)	市町村等直営 事業者等に委託																	

7 窓口業務

分 類	掛 川 市	大 東 町
窓口業務時間延長	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎週木曜日 ・実施時間 午後 5 時15分から午後 7 時 ・取扱い業務 <ul style="list-style-type: none"> 【発行業務】 戸籍謄本・抄本、除籍・改正原戸籍、戸籍の附票謄本・抄本、戸籍の記載事項証明、身分証明書、住民票の写謄本・抄本、住民票記載事項証明、年金現況証明、印鑑登録証明書、外国人登録記載事項証明書 【届出業務】 印鑑登録申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日 毎週水曜日 ・実施時間 午後 5 時00分から午後 6 時 ・取扱い業務 <ul style="list-style-type: none"> 【発行業務】 戸籍謄本・抄本、除籍・改正原戸籍、戸籍の附票謄本・抄本、戸籍の記載事項証明、身分証明書、住民票の写謄本・抄本、住民票記載事項証明、年金現況証明、印鑑登録証明書、外国人登録記載事項証明書 【届出業務】 印鑑登録申請、外国人登録異動届
出張所	<ul style="list-style-type: none"> 掛川市役所出張所 ・場所 掛川市連雀 ・取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> 【発行業務】 戸籍謄本・抄本、除籍・改正原戸籍（平成12年以降分）、戸籍の附票謄本・抄本、身分証明書、住民票の写謄本・抄本、住民票記載事項証明、年金現況証明、印鑑登録証明書、所得証明、課税証明、非課税証明、納税証明 ・業務取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> 午前 8 時30分から午後 5 時15分 土曜日、日曜日、祝日等休日及び年末年始を除く 	該当無し
霊柩車	<ul style="list-style-type: none"> 掛川市霊柩車利用助成金 ・経緯 <ul style="list-style-type: none"> 平成11年 4 月からの霊柩車業務の民営化に伴い、霊柩車利用料金の一部を助成する。 ・助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> 指定業者の霊柩車を利用する者 ・助成金額 <ul style="list-style-type: none"> 1 体につき10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 大東町大須賀町聖苑車運営協議会 ・経緯 <ul style="list-style-type: none"> 昭和53年 4 月から、大東町大須賀町共同で聖苑車の設置、管理及び運営を行っている。 ・使用対象者 <ul style="list-style-type: none"> 大東町大須賀町の町民。ただし、それ以外の者から使用申し込みがあったときは、支障のない限り、その求めに応ずる。 ・使用料金 <ul style="list-style-type: none"> 往復：7,350円 片道：3,150円

大 須 賀 町	備 考
<p>・実施日 毎週月曜日 ・実施時間 午後5時00分から午後6時30分 ・取扱い業務 【発行業務】 戸籍謄本・抄本、除籍・改正原戸籍、 戸籍の附票謄本・抄本、 戸籍の記載事項証明、身分証明書、 住民票の写謄本・抄本、 住民票記載事項証明、年金現況証明、 印鑑登録証明書、 外国人登録記載事項証明書、所得証明、 課税証明、非課税証明、納税証明 【届出業務】 印鑑登録申請、外国人登録異動届、 転入・転出届、戸籍の届出</p> <hr/> <p>該当無し</p>	<p>1 概要 窓口業務は、住民登録や各種証明書の発行、保険、年金などの諸手続や各種台帳等の閲覧サービス供与等の業務があり、住民と行政が最も直接的に接するところである。 基本的な窓口業務の内容については、市町村により異なるといったことはないが、窓口業務時間延長等の窓口サービス体制や霊柩車に関する制度については、1市2町で差異があることから協議が必要となる。</p> <p>2 先進事例 【南アルプス市】 サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用とする。</p> <p>【東かがわ市】 (1) 電話による証明書等の時間外交付については、引き続き実施し、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 夜間役場の取扱いについては、新市において調整する。</p> <p>【さいたま市】 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。</p>
<p>同左</p>	

8 防災消防関係事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
地域防災計画	<p>掛川市地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。 ・ 概要 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般対策編 風水害、大火災、大爆発及び大事故による災害対策 (2)地震対策編 東海地震対策、その他の地震対策 (3)資料編 	<p>大東町地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 大東町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。 ・ 概要 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般対策編 風水害、大火災、大爆発及び大事故による災害対策 (2)地震対策編 東海地震対策、その他の地震対策 (3)原子力対策編 原子力災害対策 (4)資料編
防災体制等	<p>掛川市災害対策本部 災害の規模、緊急度に応じた配備体制</p> <p>第1配備 緊急総括班、緊急情報班、緊急調査班、緊急道路班、緊急給水班、緊急給水班、消防班、医療班、26支部</p> <p>第2配備 総括班、広報班、輸送班、調査班、ボランティア班、消防班、医療班、26支部</p>	<p>大東町災害対策本部 指揮班、本部長付、通信連絡班、一般情報収集班、広報班、災害救助班、施設情報収集班、調査復旧班、給水班、救護班、ボランティア指揮班、資材班、給食班、会計班、衛生班、窓口非常班、地区連絡班</p>
自主防災組織等	<p>自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織数 市内170自主防災会 ・ 自主防育成事業 地震防災リーダー人材養成研修会 <p>自主防災会倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置箇所 市内170の自主防災会 ・ 防災資機材 購入費の2/3を補助 	<p>自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織数 町内16自主防災会 ・ 自主防育成事業 地震対策研修会 <p>各自主防災倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置箇所 町内16の自主防災会 ・ 防災資機材 主要防災資機材は町から貸与 ホース等の資機材は購入費の1/2を補助

大 須 賀 町	備 考
<p>大須賀町地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 <p>大須賀町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。</p> ・ 概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般対策編 <p>風水害、大火災、大爆発及び大事故による災害対策</p> (2) 地震対策編 <p>東海地震対策、その他の地震対策</p> (3) 資料編 <hr/> <p>大須賀町災害対策本部</p> <p>総括班、調整班、企画班、応援班、衛生班、救助班、水道班、農政班、農村整備班、商工班、工事班、都市計画班、会計班、教育班、社会教育班、応援班</p> <hr/> <p>自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織数 町内12の自主防災会 ・ 自主防育成事業 <p>県防災担当職員による研修会</p> <p>自主防災倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置箇所 町内12自治会に配置 ・ 防災資機材 <p>防災資機材は町から貸与</p> 	<p>1 概要</p> <p>地震、火災、集中豪雨など、いつ襲われるかわからない災害から、住民の生命、身体及び財産を守り、誰もが安全で安心して暮らしやすい、災害に強いまちづくりを進めるため、防災消防の施策や体制は非常に重要である。</p> <p>これらの災害対策として、各市町村は災害対策基本法に基づく「地域防災計画」を策定し、危険予想区域の把握をはじめ、防災行政無線などの防災施設整備の促進や防災資機材の備蓄や避難所の周知、さらには防災訓練を通じた行政と自主防災組織との連携、防災知識の啓発を行っている。</p> <p>防災消防は、地方自治体の最も基本的な責務であり、根幹を成す業務であることから十分な調整が必要であり、万全を期すことが求められる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>災害対策基本法（抄） （市町村の責務）</p> <p>第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。</p> <p>（市町村防災計画）</p> <p>第42条 市町村防災会議（略）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。</p> <p>2～5 略</p> </div>

分類	掛川市	大東町
防災無線	<p>防災行政無線</p> <p>(1)同報無線(こうほうかけがわ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 69.465Mhz ・屋外子局 163基 ・個別受信機 3,820台 ・運用 朝昼夕の定時通報のほか、市民に対する広報等の一般通報、災害時における緊急通報を行う。 <p>(2)行政無線(ぎょうせいかけがわ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 467.225Mhz ・移動局(車載) 32局 ・ " (ハンディ) 19局 ・運用 行政間の普通通信、緊急通信 <p>地域防災無線(整備中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局(市役所) 1局 ・移動局 102局 ・静止画電送装置 3台 ・FAX 28台 ・運用 市の行政機関に限らず、消防、教育、医療、電気、電話、ガス等、官民を問わない各機関との相互通信を行う。 	<p>防災行政無線</p> <p>(1)同報無線(こうほうだいとう)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 69.165Mhz ・屋外子局 77基 ・個別受信機 4,837台 ・運用 同左 <p>(2)行政無線(ぎょうせいだいとう)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 407.25Mhz ・移動局(車載) 40局 ・ " (ハンディ) 30局 ・運用 同左 <p>地域防災無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局(役場) 1局 ・中継局(高天神) 1局 ・移動局 86局 ・FAX 32台 ・運用 町の行政機関に限らず、防災拠点である学校等の公共施設との相互通信を行う。
防災訓練	<p>総合防災訓練(毎年9月1日)</p> <p>行政主体の本部機能及び支部機能訓練及び本部・支所間の情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階: 緊急総括班ほか7班+26支部の立ち上げ訓練 ・第2段階: 総括班ほか17班+26支部の運営訓練 <p>地域防災訓練(毎年12月第1日曜日)</p> <p>市内170の自主防災主体による会場型訓練及び市内26支部、医師会、薬剤師会、建設業組合、ガス会社、電力会社、バイクレスキューネットワーク等ボランティア団体と連携した訓練を行う。</p>	<p>総合防災訓練(毎年9月1日)</p> <p>職員招集訓練、地震警戒本部設置訓練、災害対策本部設置訓練、情報伝達訓練、自主防災害対策本部への職員派遣訓練、自主防災害対策本部との情報伝達訓練、自主防災会の実施訓練</p> <p>地域防災訓練(毎年12月第1日曜日)</p> <p>職員招集訓練、災害対策本部設置訓練、救護所設置・運営訓練、情報伝達訓練、自主防災害対策本部への職員派遣訓練・情報伝達訓練、自主防災会の実施訓練</p> <p>津波避難訓練(毎年7月の津波対策旬間)</p> <p>水面監視訓練、情報伝達訓練</p> <p>原子力防災訓練(国・県・原子力事業者・関係町による訓練は、3年に1度実施)</p> <p>関係機関との情報伝達訓練、情報伝達訓練、オフサイトセンター設置訓練</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>防災行政無線</p> <p>(1)同報無線（こうほうおおすか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 68.805Mhz ・屋外子局 39基 ・個別受信機 3,098台 ・運用 同左 <p>(2)行政無線（ぎょうせいおおすか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局周波数 407.225Mhz ・移動局（車載） 32局 ・ “ （ハンディ）19局 ・運用 同左 	<p>2 1市2町の現況</p> <p>1市2町においても、防災消防の基本大綱としてそれぞれに「地域防災計画」を策定し、災害対策に努めているところであるが、特に静岡県は駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震の危険が叫ばれている地域でもあり、地震対策に関する内容についても詳細な防災計画が定められている。また、大東町においては浜岡原子力発電所との関連から県の災害対策重点地域に指定されており、原子力災害対策をも併せた計画となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">原子力災害対策特別措置法（抄） （地方公共団体の責務）</p> <p>第5条 地方公共団体は、この法律または関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。</p> </div> <p>防災体制では、行政が設置する災害対策本部と自治会を中心とした自主防災組織が連携し、災害時の対応に支障を来さぬよう地域防災訓練等の実施、防災資機材の整備が行われており、その活動自体に大きな違いは無く一体的体制の構築、統一の実施方法の構築が必要である。</p> <p>防災無線については、周波数が異なり、それぞれが独自の方式・配置を採用していることから、計画的な統合が必要となる。また、災害時の確実な通信体制の確保として地域防災無線の整備は、よりその重要性が高まっている。</p> <p>3 先進事例</p> <p>【埼玉県 さいたま市】</p> <p>防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。</p> <p>【東京都 西東京市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に関すること 新市において新たに策定する。 ・総合防災訓練に関すること 合併後も現行の内容を統一して実施する。 ・防災行政無線の運用に関すること 合併後も現行の内容を統一して実施する。 <p>【香川県 東かがわ市】</p> <p>地域防災計画については、新市において速やかに策定する。</p>
<p>-----</p> <p>総合防災訓練（毎年9月1日）</p> <p>全町民を対象に、町内12自主防災会それぞれに、避難誘導訓練、消火訓練、炊き出し訓練等を実施。</p> <p>地域防災訓練（毎年12月第1日曜日）</p> <p>全町民を対象に、町内12自主防災会それぞれに、避難誘導訓練、消火訓練、炊き出し訓練、自主防災倉庫の資機材の点検、負傷者搬送訓練、町内の医師の救護所へ派遣とトリアージ訓練、応急救護訓練等を実施。</p>	

9 生活保護事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
生活保護法による扶助費等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 厚生労働大臣が定めた保護基準により、世帯の最低生活費を計算し、世帯の収入認定額とを比較し、不足が生じた場合はその不足分を支給する。 ・ 保護の種類 生活保護には次の8種類の扶助があり、世帯の生活困窮状況に応じて受けることができる。 生活扶助 食費、光熱費、被服費等の日常生活に必要な費用 住宅扶助 家賃、地代、住宅補修などの費用 教育扶助 義務教育に必要な学用品、給食費、通学費などの費用 医療扶助 病気やけがの治療のための医者にかかる費用 介護扶助 介護保険法による介護サービスを受けるための費用 出産扶助 出産のための費用 生業扶助 仕事に就くための費用、技能や技術を身につけるための費用 葬祭扶助 葬祭のための費用 	該当なし（県健康福祉センターにて実施）
旅費欠者への旅費等支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 所持金がなくなった行旅者（旅費欠者） ・ 支給内容 旅費欠者に対し、1人1回を限度とし、JR磐田駅又は島田駅までの切符を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 同左 ・ 支給内容 旅費欠者に対し、1人1回を限度とし、現金 500円を支給

大 須 賀 町	備 考
<p>該当なし（県健康福祉センターにて実施）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・対象者 同左</p> <p>・支給内容 旅費欠者に対し、1人1回を限度とし、現金 300円を支給</p>	<p>1 概要</p> <p>生活保護事業は、生活保護法に基づき、生活に困っている人に対し最低限度の生活を保障するとともに、1日も早く自分たちの力で生活ができるよう自立を助長することを目的とした制度である。</p> <p>1市2町において、生活保護事業については、掛川市は市役所（市福祉事務所）、2町は県健康福祉センターで実施しているが、各市町の独自事業については差異があるため協議をするものである。</p> <p>2 関係法令</p> <p>生活保護法（抄） （この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>

10 高齢者福祉事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
高齢者保健福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 掛川市高齢者保健福祉計画 ・ 目的 介護保険事業計画を含め、介護保険給付の対象となる事業とそれ以外について、その目標、推進方を策定し、高齢者福祉行政を推進する。 ・ 計画期間 平成15年度～平成19年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 大東町高齢者保健福祉計画 ・ 目的 同左 ・ 計画期間 同左
寝たきり老人等介護手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 65歳以上の在宅の寝たきり老人又は痴ほう老人（介護保険法の要介護認定要介護を受けた者は要介護4以上、要介護認定を受けてない者は要介護4以上と同程度）を介護している者 ・ 助成額 寝たきり老人等1人につき月額10,000円 	同左
高齢者生きがい活動支援通所事業	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 おおむね60歳以上の方で、一人暮らし又はこれに類する状態で家庭内に閉じこもりがちの方などで、介護保険の対象とならない方 ・ 実施箇所 市内2カ所の高齢者いきいきセンター ・ サービス内容 教養講座、趣味活動、交流活動、屋外活動、生活指導、日常動作訓練など ・ 利用料 1日につき800円（昼食代含む）、昼食なしは300円 	<p>ふれあいサロン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 おおむね60歳以上の高齢者で、介護保険の対象とならない者、一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、日中独居となる高齢者 ・ 実施箇所 町内11カ所の公共施設等 ・ サービス内容 日常動作訓練、教養講座、スポーツ活動、陶芸園芸手芸等の趣味活動、社会奉仕活動など ・ 利用料 1回 300円（昼食・茶菓子代）

大 須 賀 町	備 考
<p>・名称 大須賀町高齢者保健福祉計画</p> <p>・目的 同左</p> <p>・計画期間 同左</p> <hr/> <p>・対象者 65歳以上の在宅の寝たきり老人又は痴ほう老人（介護保険法の要介護認定要介護を受けた者で要介護4以上）を3月以上介護している者</p> <p>・助成額 寝たきり老人等1人につき月額 8,000円</p> <hr/> <p>生きがい活動通所支援事業</p> <p>・対象者 おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険の対象とならない者、一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、日中独居となる高齢者、身体障害者手帳の交付を受けている在宅の重度身体障害者</p> <p>・実施箇所 介護老人福祉施設 おおすか苑</p> <p>・サービス内容 入浴サービス、食事サービス、生活指導、日常訓練、健康チェックなど</p> <p>・利用料 1日につき1,000円</p> <p>いきいきサロン事業</p> <p>・対象者 おおむね60歳以上の高齢者で、介護保険の対象とならない者、一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、日中独居となる高齢者</p> <p>・実施箇所 町内3カ所の公共施設等</p> <p>・サービス内容 生活指導、日常動作訓練、教養講座、スポーツ活動、園芸手芸等の趣味活動など</p> <p>・利用料 1回 300円（昼食・茶菓子代）</p>	<p>1 概要 高齢者福祉事業については、老人福祉法をはじめ各福祉法に国及び地方公共団体の責務が規定されており、各市町村において各種の事業が実施されている。また、住民福祉の向上を図るため、市町村独自の事業も実施している。 したがって、国県等の制度に基づいて実施し1市2町間で差異のない事業については、引き続き推進することとなるが、独自制度のもの又はいずれかの市町のみで行っている事業については、従来の実績を踏まえ、統合又は再編し充実に努め、新市全体の均衡が保たれるよう調整していく必要がある。</p> <p>2 関係法令 老人福祉法（抄） （目的） 第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。 （基本的理念） 第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。 第3条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。 2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。 （老人福祉増進の責務） 第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。 2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。 3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 市内2カ所の高齢者いきいきセンターの利用者 ・内容 高齢者いきいきセンターへの送迎をマイクロバス2台で実施 ・利用料 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし又はおおむね75歳以上の高齢者世帯であって、日常の外出が困難な高齢者等で、住民税非課税世帯の者 生きがい活動支援通所事業（ふれあいサロン）の利用者 ・内容 医療機関への送迎は週2回以内を限度、生きがい活動支援通所事業（ふれあいサロン）開催場所への送迎は週1回を限度とし実施 ・利用料 無料
高齢者等配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の方で、一人暮らし又はこれに類する状態にあり、老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な方及び身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な方 ・配食回数 週3回（昼食のみ） ・利用料 1食 350円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、重度の心身障害者の世帯及び重度の心身障害者と高齢者が同居する世帯 ・配食回数 毎日（昼食・夕食を希望者に配食） ・利用料 1食 300円
高齢者生活管理指導員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上で、一人暮らし又はこれに類する状態であり、介護保険の対象とならない方 ・サービス内容 家事、日常生活に関する支援及び指導 対人関係の構築のための支援及び指導 関係機関等の連絡調整等 ・利用料 30分以上1時間未満 150円 1時間以上1時間30分未満 220円 1時間30分以上 300円に30分を増すごとに80円を加算した額 	該当なし
高齢者軽度生活援助事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし又はおおむね75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険の対象とならない方 ・サービス内容 家事（調理・洗濯・掃除・買い物など）の支援。週3回以内かつ週10時間以内を限度 ・利用料 1時間200円

大 須 賀 町	備 考
<p>該当なし</p>	<p>3 先進事例 【さいたま市】 高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。</p> <p>【静岡市】 各種福祉制度の取扱い 市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。 高齢者福祉事業の取扱い 高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、両市独自のサービスは、統合又は再編し充実に努めるものとする。 介護保険事業については、合併時までには、新市の事業計画を策定し、保険料等の統一を図るものとする。</p>
<p>-----</p> <p>・対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び身体障害者並びにこれに準ずる世帯であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者</p> <p>・配食回数 週4回(月・火・水・木曜日、昼食のみ)</p> <p>・利用料 1食 250円</p>	
<p>-----</p> <p>・対象者 おおむね65歳以上で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、介護保険の対象とならない方</p> <p>・サービス内容 家事、日常生活に関する支援及び指導 対人関係の構築のための支援及び指導 関係機関等の連絡調整等</p> <p>・利用料 30分以上 1時間未満 153円 1時間以上 1時間30分未満 222円 1時間30分以上 30分を増すごとに80円を加算した額</p>	
<p>-----</p> <p>該当なし</p>	

分 類	掛 川 市	大 東 町
寝たきり老人等紙おむつ支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上で、3月にわたってねたきりで歩行、食事、排便、入浴その他日常生活に支障があると認められるもの 65歳以上で、知的機能が著しく低下した症状をもつと認められるもの ・支給内容 2ヶ月に1回、紙おむつ1パックと尿取りパット2パックを支給（配達） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護保険制度における要介護度1～5 ・支給内容 月3,000円分の引換券を年4回交付し、町内おむつ引換取扱店にて紙おむつと交換。ただし、住民税非課税世帯、要介護度4及び5は月6,000円分
特殊寝台貸与事業	該当なし（ただし、社会福祉協議会にて貸与）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 町内に居住する者又は病院から一時外泊等をする者で、身体の障害により一時的にベッドが必要である者 ・貸与内容 委託業者の特殊寝台を貸与。ただし、半年に1回、1ヶ月を限度 ・利用料 月額賃貸料の1割
はり・きゅう ・マッサージ 治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 70歳以上の高齢者 ・助成内容 1回1,000円の助成券を年間12枚支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 同左 ・助成内容 1回1,000円の助成券を年間6枚支給
ひとり暮らし老人緊急通報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 低所得のひとり暮らし老人又は老人世帯 ・内容 緊急通報装置を設置し、緊急事態に協力者又は消防署へ自動通報する。 ・利用者負担 通話料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人で前年の所得税非課税世帯 ・内容 同左 ・利用者負担 通話料、修繕費
敬老会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 77歳以上 ・開催日 敬老の日を中心に市内35会場において開催 ・開催方法 区長会連合会に委託し、自治会の役員等が中心となって実施 ・記念品等 百歳到達者 5,000円相当の品 長寿者(101歳以上) 5,000円相当の品 米寿者 5,000円相当の品 10年連続出席者 1,440円相当の品 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 77歳以上 ・開催日 敬老の日に5会場（小学校区単位）において開催 ・開催方法 町が主催し、区長、民生委員をはじめ地元役員の協力者とともに実施 ・記念品等 百歳以上 10,000円以内の品 米寿者 県の記念品のみ 85歳 座布団 全員 赤飯、菓子等 敬老会とは別に、百歳到達者には30,000円以内の記念品を贈呈

大 須 賀 町	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護保険制度における要介護度4及び5 ・支給内容 月2,000円分の引換券を年4回交付し、町内おむつ引換取扱店にて紙おむつと交換 <p>-----</p> <p>該当なし(ただし、社会福祉協議会にて貸与)</p> <p>-----</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 同左 ・助成内容 1回1,000円の助成券を年間5枚支給 <p>-----</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人又は老人世帯 ・内容 同左 ・利用者負担 通話料、修繕費 <p>-----</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 75歳以上 ・開催日 敬老の日に中央公民館において開催 ・開催方法 町が主催し実施 ・記念品等 <ul style="list-style-type: none"> 百歳者 絹毛布、寿詞 白寿者 綿毛布、寿詞 米寿者 座布団、寿詞 全員 記念品、赤飯、菓子等 <p>最高齢者2名には肖像画を贈呈。ただし、1人1回限り</p>	

11 児童福祉事業

分類	掛川市	大東町
児童育成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 掛川市児童育成計画 ・目的 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと次代を担う子どもたち並びに子育て家庭のために、長期的視野に立ち、計画的に施策を推進する。 ・計画期間 平成8年度～平成17年度 <p>平成16年度に、1市2町で統一した「次世代育成支援行動計画」を策定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 大東町子育て支援計画 ・目的 同左 ・計画期間 平成10年度～平成16年度
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童 ・内容 保護者が就労等により昼間家庭に不在となる場合、授業終了後に児童厚生施設等を利用して児童を保育する。 ・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 東山口地区学童クラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 東山口小学校空き教室 実施時間 13:00～18:00 利用料 5,000円/月 ひまわりクラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 借家 実施時間 12:30～18:30 利用料 1～3年生 10,000円/月 4～6年生 5,000円/月 さくらぎこども館クラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所 さくらぎこども館 実施時間 8:30～18:00 利用料 6,000円/月 たつのこクラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所 城北小学校空き教室 実施時間 12:30～18:30 利用料 1～3年生 12,000円/月 4～6年生 6,000円/月 中央小学校学童保育所 <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所 中央小学校内専用保育室 実施時間 12:30～18:00 利用料 8,000円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学校へ通学する1・2年生（長期休業期間は1・2・3年生） ・内容 同左 ・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ひまわりクラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 大坂小学校空き教室 実施時間 放課後～17:30 利用料 7,000円/月 夏期休業期間は10,500円 冬期・春期休業期間は500円×日数 やまびこクラブ <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 土方小学校内専用保育室 実施時間 同上 利用料 同上
遺児等の手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 両親もしくは片親が死亡し、又は廃疾となった場合の児童の養育者 ・支給内容 児童1人につき月額3,000円 	該当なし

大 須 賀 町	備 考
<p>・ 名称 大須賀町児童育成計画</p> <p>・ 目的 同左</p> <p>・ 計画期間 平成12年度～平成19年度</p> <hr/> <p>・ 対象者 小学校に通学する1～3年生</p> <p>・ 内容 同左</p> <p>・ 実施状況 横須賀小学校放課後児童クラブ 実施場所 横須賀小学校空き教室 実施時間 下校時～18:00 利用料 5,000円/月 大淵小学校放課後児童クラブ 実施場所 大淵小学校空き教室 実施時間 下校時～18:00 利用料 5,000円/月</p>	<p>1 概要 児童福祉事業については、児童福祉法をはじめ各福祉法に国及び地方公共団体の責務が規定されており、各市町村において各種の事業が実施されている。また、住民福祉の向上を図るため、市町村独自の事業も実施している。 したがって、国県等の制度に基づいて実施し1市2町間で差異のない事業については、引き続き推進することとなるが、独自制度のもの又はいずれかの市町のみで行っている事業については、従来の実績を踏まえ、統合又は再編し充実に努め、新市全体の均衡が保たれるよう調整していく必要がある。</p> <p>2 国県制度により実施し1市2町間で差異のない主な事業 児童手当 児童扶養手当 母子家庭等医療費助成</p> <p>3 関係法令 児童福祉法（抄） （国民の責務と児童福祉の理念） 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 （国及び地方公共団体の責任） 第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>次世代育成支援対策推進法（抄） （目的） 第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。 （市町村行動計画） 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。</p>
<p>・ 対象者 交通事故により両親もしくは片親が死亡した場合の児童の養育者</p> <p>・ 支給内容 児童1人につき月額3,000円</p>	

12 保育事業

分 類	掛 川 市	大 東 町
保育所	<p>西保育園（公立） 定員 80人 開所時間 7:30～18:00</p> <p>つくし保育園（公立） 定員 70人 開所時間 7:30～18:00</p> <p>乳幼児センターすこやか保育園部（公立） 定員 120人 開所時間 7:00～19:00</p> <p>城北保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:00～19:00</p> <p>聖マリア保育園（私立） 定員 150人 開所時間 7:15～19:15</p> <p>本郷保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:30～18:00</p> <p>南郷保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:00～19:00</p> <p>宮脇保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:00～19:00</p> <p>中央保育園（私立） 定員 45人 開所時間 7:00～19:00</p> <p>桜木保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:00～19:00</p>	<p>千浜保育園（私立） 定員 60人 開所時間 7:00～18:30</p> <p>大坂保育園（私立） 定員 120人 開所時間 7:00～18:30</p> <p>城東保育園（私立） 定員 90人 開所時間 7:00～18:30</p>
地域子育て支援センター	<p>・実施箇所 乳幼児センターすこやか保育園部、桜木保育園の2箇所</p> <p>・内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成、支援 特別保育事業等の積極的実施、普及促進の努力 ベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供 家庭内保育を行う者への支援</p>	<p>・実施箇所 千浜保育園</p> <p>・内容 同左</p>

大 須 賀 町	備 考
<p>・ 保育所の設置状況 おおすか保育園（私立） 定員 120人 開所時間 7:00～19:00</p> <hr/> <p>該当なし</p>	<p>1 概要 保育所は、児童福祉法に基づき、保育に欠ける場合、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設である。 認可保育所への入所の申し込みは、公私立に関係なく住んでいる市町村へ申請することになる。 保育時間は原則 8 時間であるが、保育所によっては保育時間を延長しており、各保育所毎に保育時間は異なっている。また、一時保育や障害児保育などのサービスを実施しているところもあり、それぞれに特色ある保育所経営を行っている。</p> <p>2 関係法令 児童福祉法（抄） （乳児・幼児等の保育） 第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。</p> <p>2～5 略 （児童福祉施設の設置等） 第35条 略 2 略 3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>4～7 略</p>

13 障害者福祉事業

分類	掛川市	大東町																																		
障害者計画	<ul style="list-style-type: none"> 名称 かけがわ・おがさ しあわせネットワーク障害者プラン 概要 掛川小笠地区の今後の障害者施策の方向性や達成目標を示す総合的な広域計画 期間 平成15年度～19年度 	同左																																		
障害者紙おむつ支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 身体障害者手帳1級及び2級 支給内容 2ヶ月に1回、紙おむつ2パック（又は紙おむつ1パック+尿取りパットパック）を支給（配達） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A 支給内容 月3,000円分の引換券を年4回交付し、町内おむつ引換取扱店にて紙おむつと交換 																																		
ホームヘルプサービス派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 難病患者及び精神障害者 内容 家事及び介護に関すること 相談及び助言に関すること 利用料（1時間当たり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用世帯の階層区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による非保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が前年所得税非課税の世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table>	利用世帯の階層区分	利用料	生活保護法による非保護世帯	0円	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円	生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	250円	生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯	400円	生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	650円	生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	850円	生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯	950円	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 重度身体障害者、難病患者及び精神障害者 内容 同左 利用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用世帯の階層区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による非保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が前年所得税非課税の世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ホームヘルパー</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table>	利用世帯の階層区分	利用料	生活保護法による非保護世帯	0円	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円	生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	250円	生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯	400円	生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	650円	生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	850円	生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯	900円	精神障害者ホームヘルパー	950円
利用世帯の階層区分	利用料																																			
生活保護法による非保護世帯	0円																																			
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	250円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯	400円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	650円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	850円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯	950円																																			
利用世帯の階層区分	利用料																																			
生活保護法による非保護世帯	0円																																			
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	250円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯	400円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	650円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	850円																																			
生計中心者の前年所得税課税年額140,001円以上の世帯	900円																																			
精神障害者ホームヘルパー	950円																																			
心身障害者扶養共済掛金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 扶養共済制度の概要 心身障害者を扶養する保護者が加入し、その保護者が死亡又は重度障害者になった場合に心身障害者に終身一定の年金を支給する県の制度 対象者 心身障害者扶養共済制度加入者。ただし、掛金の減免を受けた者は対象外 助成内容 基本掛金（月額）に3/10を乗じた額 	<ul style="list-style-type: none"> 扶養共済制度の概要 同左 対象者 心身障害者扶養共済制度加入者 助成内容 基本掛金（月額）に1/2を乗じた額 																																		

大 須 賀 町	備 考																
同左	<p>1 概要</p> <p>障害者福祉事業については、障害者基本法をはじめ各福祉法に国及び地方公共団体の責務が規定されており、各市町村において各種の事業が実施されている。また、住民福祉の向上を図るため、市町村独自の事業も実施している。</p> <p>したがって、国県等の制度に基づいて実施し1市2町間で差異のない事業については、引き続き推進することとなるが、独自制度のもの又はいずれかの市町のみで行っている事業については、従来の実績を踏まえ、統合又は再編し充実に努め、新市全体の均衡が保たれるよう調整していく必要がある。</p>																
<p>・対象者 同左</p> <p>・支給内容 月2,000円分の引換券を年4回交付し、町内おむつ引換取扱店にて紙おむつと交換</p>	<p>2 国県制度により実施し1市2町間で差異のない主な事業</p> <p>更生医療給付事業 補装具給付事業 重度心身障害者医療費助成事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過措置福祉手当 特別児童扶養手当</p>																
<p>・対象者 精神障害者</p> <p>・内容 同左</p> <p>・利用料</p>	<p>3 関係法令</p> <p>障害者基本法（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>																
<table border="1" data-bbox="169 1151 715 1626"> <thead> <tr> <th>利用世帯の階層区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による非保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が前年所得税非課税の世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額 10,000円以下の世帯</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額 10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額 30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額 80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年所得税課税年額 140,001円以上の世帯</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table>	利用世帯の階層区分	利用料	生活保護法による非保護世帯	0円	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円	生計中心者の前年所得税課税年額 10,000円以下の世帯	250円	生計中心者の前年所得税課税年額 10,001円以上30,000円以下の世帯	400円	生計中心者の前年所得税課税年額 30,001円以上80,000円以下の世帯	650円	生計中心者の前年所得税課税年額 80,001円以上140,000円以下の世帯	850円	生計中心者の前年所得税課税年額 140,001円以上の世帯	950円	
利用世帯の階層区分	利用料																
生活保護法による非保護世帯	0円																
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円																
生計中心者の前年所得税課税年額 10,000円以下の世帯	250円																
生計中心者の前年所得税課税年額 10,001円以上30,000円以下の世帯	400円																
生計中心者の前年所得税課税年額 30,001円以上80,000円以下の世帯	650円																
生計中心者の前年所得税課税年額 80,001円以上140,000円以下の世帯	850円																
生計中心者の前年所得税課税年額 140,001円以上の世帯	950円																
<p>・扶養共済制度の概要 同左</p> <p>・対象者 同左</p> <p>・助成内容 同左</p>	<p>身体障害者福祉法（抄）</p> <p>（法の目的）</p> <p>第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>																

分 類	掛 川 市	大 東 町
重度心身障害者タクシー料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 身体障害者手帳 1 級及び 2 級、療育手帳 A ・ 助成内容 割引乗車券年間52枚交付。ただし、人工透析者又はリハビリ通院者156枚交付。割引額は小型タクシーの基本料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 同左 ・ 助成内容 割引乗車券年間48枚交付。割引額は小型タクシーの基本料金
重度身体障害者住宅改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 肢体（下肢・体幹機能）又は視覚障害の身体障害者手帳 1 級及び 2 級で前年度分の所得税額が12万円以下の世帯の者 ・ 対象経費 既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他住宅設備を身体障害者向けに改造するために必要な経費 ・ 助成内容 対象経費の3/4以内で729,000円を限度 ただし、介護保険法に基づく住宅改修の給付を受けることができる者は対象経費に3/4を乗じた額から180,000円を控除した額を限度、日常生活用具給付事業に定める住宅改修費の給付を受けることができる者は対象経費に3/4を乗じた額から200,000円を控除した額が限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 肢体（下肢・体幹機能）又は視覚障害の身体障害者手帳 1 級及び 2 級で前年度分の所得税額が150万円以下の世帯の者 ・ 対象経費 同左 ・ 助成内容 前年度所得税額12万円以下の世帯 同左 前年度所得税額12～150万円の世帯 対象経費の1/2以内で500,000円を限度
身体障害者運転免許・自動車改造費助成事業	<p>運転免許取得費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 身体障害者手帳所持の18歳以上の者で、本人と同一世帯に属する者の前年の所得税が12万円以下の者 ・ 助成内容 教習所支払った経費の1/2以内で10万円を限度 <p>自動車改造費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 身体障害者手帳所持の18歳以上の肢体不自由 1・2 級の者で、就労に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造を必要とする者 ・ 助成内容 自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造するために要した経費の額以内で10万円を限度 	該当なし

大 須 賀 町	備 考
<p>・対象者 同左</p> <p>・助成内容 タクシー料金の1/2を助成。ただし、1ヶ月につき限度額1万円</p>	<p>(国、地方公共団体及び国民の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、(中略)身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。</p> <p>2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</p>
<p>-----</p> <p>・対象者 同左</p> <p>・対象経費 同左</p> <p>・助成内容 前年度所得税額12万円以下の世帯 同左</p> <p>前年度所得税額12～150万円の世帯 対象経費の1/2以内で486,000円を限度</p>	<p>知的障害者福祉法(抄)</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>(国、地方公共団体及び国民の責務)</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、(中略)知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。</p> <p>2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</p>
<p>-----</p> <p>該当なし</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p>

分 類	掛 川 市	大 東 町
障害者福祉施設通所費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、小規模授産所、精神障害者共同作業所及び精神障害者通所授産施設に通所する心身障害者 ・ 助成内容 交通機関又は施設の送迎車を利用し、その運賃を負担した場合、1月に要した運賃総額と10,000円を比較して少ない方に1/2を乗じた額（1ヶ月限度額5,000円） 交通機関又は施設の送迎車以外の方法により通所した場合 <ul style="list-style-type: none"> 通所距離 2 km未満 : 月額1,500円 2 km～ 4 km : 月額1,700円 4 km～ 6 km : 月額1,900円 6 km～ 8 km : 月額2,100円 8 km～ 10km : 月額2,300円 10km以上 : 月額2,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 同左 ・ 助成内容 交通機関又は施設の送迎車を利用し、その運賃を負担した場合、負担額の1/2（1ヶ月限度額6,500円） 交通機関又は施設の送迎車以外の方法により通所した場合 <ul style="list-style-type: none"> 通所距離 5 km未満 : 月額2,000円 5 km～ 10km : 月額2,600円 10km以上 : 月額3,200円
重症心身障害児扶養手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 20歳未満で、身体障害者手帳1級～4級及び知的障害者で医学的・心理的及び職能的判定が51以下のもので日常生活において介護を必要とする者の扶養者 ・ 手当額 1ヶ月につき3,000円に当該児童の数を乗じた額 	該当なし
精神障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の精神障害者（精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）で、3ヶ月以上入院している者 ・ 助成内容 自己負担額。ただし月額5,000円を限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の精神障害者（精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）で、通院及び入院（1日目から対象）している者 ・ 助成内容 町民税非課税世帯 自己負担額×8割以内 町民税均等割世帯 自己負担額×5割以内 町民税所得割世帯 自己負担額×3割以内

大 須 賀 町	備 考
<p>・対象者 同左</p> <p>・助成内容 同左</p>	<p>4 先進事例</p> <p>【さいたま市】 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>【静岡市】 各種福祉サービスの取扱い 市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。 障害者福祉事業の取扱い 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。</p>
<p>該当なし</p>	
<p>・対象者 同左</p> <p>・助成内容 同左</p>	

住民説明会の開催について

1 目的

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会で協議してきた合併協議項目や新市建設計画の内容について直接住民に説明をし、合併の是非の判断材料を提供することを目的に行う。

なお、住民説明会などで出された意見についてはとりまとめ、合併協議会に資料として提出し、最終的な新市のまちづくりの方向性の協議の糧とする。

2 主催

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（共催：掛川市・大東町・大須賀町）

3 出席者

(1) 首長：全会場に出席

(2) 首長を除く地元委員：原則として自市町における1会場に出席する。ただし、議長及び助役については、すべての地元会場に出席する。

(3) 事務局

4 開催日程

平成16年3月下旬～4月上旬 全6回（ ）内は参加目標人数

掛川市	3回	東部会場：4月2日(金)	栄川中多目的室	(200人)
		中部会場：4月9日(金)	生涯学習センターホール	(800人)
		西部会場：3月27日(土)	あすなる講堂	(300人)
大東町	2回	4月6日(火)	シオーネ大ホール	(400人)
		4月15日(木)	シオーネ大ホール	(400人)
大須賀町	1回	4月8日(木)	中央公民館ホール	(300人)
				(合計2,400人)

5 実施内容

(1) 所要時間

19:00～21:00（あすなる会場のみ18:00～20:00）

(2) 次第

1 開会

2 会長あいさつ（4分）

3 開催地首長あいさつ（4分）

4 出席者紹介（2分）

5 説明

これまでの経過と今後のスケジュール（10分）

合併協議状況の説明（20分）

新市建設計画の説明（15分）

説明時プロジェクター使用

6 質疑応答（60分）

7 閉会

(3) 配付資料

・協議結果一覧（A4 8ページ）

・新市建設計画概要版（A4 24ページ 4色）

・次第・これまでの経過と今後のスケジュール（A4両面）

6 周知方法

(1) 合併協議会だより2月号（全戸配布）

(2) 公式ホームページ

(3) 各市町自治会へのお願い

(4) 開催チラシの配布（全戸配布、協議会だより3月号折り込み）

(5) 報道機関への情報提供

(6) その他（各市町広報紙、各市町公式ホームページ等）

7 意見とりまとめ

会場に出された意見や回答内容は事務局でまとめ、第12回合併協議会へ報告する。

新市名称公募当選者の決定について

1 賞の種類

- (1) 名付け親大賞 1人(旅行券 10万円相当)
- (2) 名付け親賞 5人(図書券 1万円相当)
- (3) 参加賞 50人(図書券 2千円相当)

2 決定方法

(1) 名付け親大賞

掛川市を応募した558人の中から、会長が抽選で1人を決定する。

【抽選日】平成16年1月20日(火)第9回合併協議会

(2) 名付け親賞

掛川市を応募した558人の中から、名付け親大賞の当選者を除き、副会長(2人)及び各市町議会議長(3人)が抽選で5人を決定する。

【抽選日】平成16年1月20日(火)第9回合併協議会

(3) 参加賞

すべての応募者の中から、名付け親大賞及び名付け親賞の当選者を除き、別途、幹事会において、抽選で50人を決定する。

3 当選者の発表

各賞の当選者の発表は、次の方法により行う。

- (1) 当選者への通知
- (2) 合併協議会だよりへの掲載(2月号)
- (3) 報道機関への情報提供
- (4) ホームページへの掲載

4 賞品の授与

- (1) 名付け親大賞：合併協定書の調印式において、授賞式を行う。
- (2) 名付け親賞：合併協定書の調印式の終了後、賞品を郵送する。
- (3) 参加賞：合併協定書の調印式の終了後、賞品を郵送する。

5 名称決定までの経緯(参考)

開催日	会議名	協議の内容
6月27日	第1回名称小委員会	新市名称候補の選定方法(全国公募)及び名称候補の選定基準について、決定する。
7月15日	第3回合併協議会	第1回小委員会で決定した選定方法及び選定基準について承認を行う。
8月15日 ～ 9月16日	新市名称の公募	[公募結果] (1) 応募総数 1,372件(有効 1,320件、無効 52件) (2) 応募作品数 285作品
10月7日	第2回名称小委員会	公募集計結果の報告を行う。小委員会終了後、委員各自による第1次選定作業で10作品が選定される。
10月23日	第3回名称小委員会	第1次選定で選ばれた10作品を基に、第2次選定を行う。選定の結果、「遠州市」、「掛川市」、「かけがわ市」、「新掛川市」及び「三城市」の5作品を第6回合併協議会に提案することを決定する。
11月18日	第6回合併協議会	小委員会で選定した5作品を合併協議会に提案する。
12月16日	第8回合併協議会	全会一致で「掛川市」とすることが確認される。